

議案第27号

新町建設計画の変更について

新町建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

新町建設計画

みどり織りなす北はりま

“ここにしかあらへん”じば（磁場・地場）のまち

中町・加美町・八千代町合併協議会

新町建設計画 目次

1. 序 論	1
(1) 社会的背景からみた合併の必要性	1
(2) 地域特性からみた「多可郡3町による」合併の意義	2
(3) 計画策定の方針	3
2. 新町の概況	4
(1) 位置・地勢・交通等	4
(2) 歴史・沿革	5
(3) 土地利用	7
(4) 人口及び世帯の現況と将来フレーム	8
(5) 産業	11
(6) 財政事情等	15
3. 新町建設の基本方針	17
(1) 新町の将来像	17
(2) 土地利用構想	18
(3) まちづくりの基本方針	21
4. 新町の施策	23
5. 公共施設の統合整備	41
6. 計画の実現に向けて	42
7. 財政計画	43

※ 用語説明

1. 序 論

(1) 社会的背景からみた合併の必要性

①地方分権の確立と地域の自立性向上のための合併の必要性

地方公共団体の中でも市町村は、住民に最も身近な自治体であり、福祉、教育、防災など、住民に密着したサービスの提供や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて、重要な役割を果たしています。また、わが国が高度成長時代にある時期には、地方自治体間の公平性を確保する目的で、ナショナル・ミニマム*を達成するため「中央主導の縦割り行政システム」が機能してきました。

しかし、これからの市町村は、地方分権の進展に対応した自立的体制をつくり、政策の立案・実施・評価能力を身に付けると同時に、地域自治の確立、住民自治の強化を図ることが必要です。

*:国民が安全・健康・快適・能率的な生活を営むうえで必要な最低限の条件

②少子・高齢・人口減少社会の進行に伴う行政サービス維持の必要性

少子・高齢・人口減少社会の到来は、労働力人口の減少をもたらすばかりでなく、福祉にかかる経費を増大させ、日本経済の成長に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

したがって、現状の自治体構成や社会保障のシステム、行政手法のままでは、今までどおりの行政サービスの提供は困難になることが予測されます。

そこで、市町村合併により行政規模を大きくすることで、少しでも行政サービスを維持していくための体制をつくる必要があります。

特に3町の人口は、国勢調査によると昭和60年頃からは漸減が続いており、65歳以上人口比率も平成12年現在において新町全体で23%となっています。

ますますの高齢化社会を迎える中で行政サービスの水準を可能な限り維持するためには、合併を契機に人口動態等の変化に適時適切に対応するとともに、規模のメリットを活かした効率的な行政運営手法に転換する必要があります。

③住民ニーズの多様化・高度化に伴う行政体制強化の必要性

市町村の税率の減少と地方交付税の削減に伴い、従来から行ってきた行政サービスを長期的に維持していくことが困難になりつつあります。また、小規模な町村では人口規模の大きな自治体に比べて専門的なサービスが十分とはいえない状況にあります。

一方で、住民からの行政ニーズは着実に高度化・多様化しており、その付託に応えるためにも市町村合併により行財政基盤を拡充し、住民ニーズに対応した高度な行政サービスを適切に供給できる行政機構に転換する必要があります。

④地方制度改革に伴う行財政基盤の強化・行政運営の効率化からみた合併の必要性

国の権限や財源を地方へ移譲する政策が進みつつある一方、地方制度調査会の答申にもあるとおり、地方交付税の削減など、今まで小規模な町村ほど手厚かった地方財政制度が抜本的に改革されるのは確実となっています。よって、特に小規模な町村が現在の体制のもとで従来どおりの行政運営をしていくのは非常に難しい時代に入ってきており、市町村合併により行財政基盤を強化することが不可欠な状況であるといえます。

さらに、市町村合併をすることにより、行政三役、議会組織、総務、企画など重複している機構の一元化や行政職員、議員の削減を行い行財政のスリム化を図ることができます。一方、合併により人員が必要な部門には人員の充実を図ることもできるため、機動的・効率的な機構の再編が可能となります。

また、公共施設の整備や維持管理は市町村の大きな財政負担となっていますが、厳しい財政状況のもとでは全てを単独の市町村で運営していくのは困難です。活用が十分に図られていない施設や重複する機能を有する広域的な施設を合併により統合または機能転換を図り、公共施設の適正な運営を図ることが必要です。

(2) 地域特性からみた「多可郡3町による」合併の意義

①それぞれが歩んできた地域の特性を活かせる3町の合併

3町は水とみどり豊かな田園空間という似通った地域特性をもちながらも、産業や観光・交流、教育・文化の側面でそれぞれが独自性のある「オンリーワンのまちづくり」に取り組んできました。

一方で、「北はりまハイランド構想」においては「山と清流を訪ねる道」として3町は一体的な地域として位置づけられています。

これら互いに共通する地域環境をもった3町が、従来どおりの行政サービスを可能な限り維持し、さらには地域ごとの取り組みを継承し、わが町の特性を残しながら地域の活性化を図る手立てとしては3町による合併が望ましいといえます。

②住民の顔が見える「住民本位の」行政運営が期待できる3町の合併

分権型社会においては、住民の「自立」と「自律」に基づく住民主体の地域づくりを進めていく必要があります。そのためには、地域自治の充実をより一層図ることが必要です。

今まで培われてきた地域社会を重視し、住民一人ひとりの顔が見え、一人ひとりがまちづくりの主人公となる「住民本位」の行政運営を引き続き実践していくには、行政区域を大幅に拡大するばかりが合併の選択肢ではなく、この3町による合併がよりよい選択であるといえます。

(3) 計画策定の基本方針

①計画の主旨

本計画は、新町のまちづくりの基本方針を定めるとともに、これに基づく基本計画を策定して、その実現を図ることにより、3町の速やかな一体化を促進し、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、より詳細かつ具体的なまちづくりについては、新町において作成する基本構想、基本計画、実施計画などに委ねるものとします。

②計画の構成

本計画は、新町を建設していくための「基本方針」と、基本方針を実現するための「施策」、「公共施設の統合整備」「財政計画」を中心として構成します。

③計画の期間

本計画における施策、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から令和7年度までの20年間とします。

④その他

基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を勘案しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併にかかる財政支援の終了後を見据えた健全な財政運営を図るものとします。

2. 新町の概況

(1) 位置・地勢・交通等

3町(中町、加美町、八千代町)は、兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来郡生野町、東は丹波市、多可郡黒田庄町、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神崎町、市川町にそれぞれ接しています。東西 13 km、南北 30 km、総面積 185.15 k m²を有し、直線距離で神戸まで約 45 km、大阪まで 70 kmの距離にあります。

地勢的には、周囲を中国山脈(三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など)の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美町、中町の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代町の中央部を南流して西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国地方の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。

交通条件は、西脇市で国道 175 号と分岐した国道 427 号が中町、加美町を縦断し、八千代町では県道西脇八千代市川線、中北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社 I C や加西 I C と接続しています。

公共交通は、神姫バスの定期路線があり、中町内ではコミュニティバスの運行も行われています。

■ 位置図



(2) 歴史・沿革

① 中町

『播磨国風土記』によると、奈良時代は託賀(たか)郡に属し、平安時代の『和名類聚抄』によると中町一帯は、「賀美(かみ)」「那珂(なか)」「資母(しも)」の3郷の一つとして古来から地方行政の中心地として栄えたとされています。

中町は、明治22年4月の町村制の施行に伴い、江戸時代に成立し現在の22地区の前身である各村々が統合されて「中村」となり、明治23年5月、郡区町村編制法の実施により郡役所が設置されて、多可郡の行政の中心地となりました。この頃、江戸期からあった木綿織を下地とし、近代織機を導入した播州織が盛んになりました。

大正2年、加古川から西脇まで、現在の加古川線の前身である播州鉄道が開通し、大正12年になって西脇～鍛冶屋まで完成しました。鍛冶屋、中村町駅は、多可郡の米麦、木材等の取り扱いが多く、当地は多可郡の農林産物の集散地となりました。そして、大正13年4月に町制を施行し、「中町」が誕生し、現在に至っています。その後、JR鍛冶屋線の乗降客は、自動車の発達とともに減りはじめ、平成2年3月31日をもって鉄道はバスに転換されました。

② 加美町

『播磨国風土記』によると、奈良時代は、託賀(たか)郡に属し、加美町一帯は、賀眉(かみ)里と称され、平安時代には、加美町北部が賀美郷、南部が荒田郷となりました。

平安末期には、北部賀美郷が藤原(近衛)家の荘園となり、梶原(すぎはら)庄と名付けられ、鎌倉時代初期には荒田郷が松井庄と称されるようになりました。

杉原谷は、奈良時代から屈指の製紙地で、領主への年貢として杉原紙を貢進し、公事をつとめ続けたため、京の都との接触交流には深いものがありました。杉原紙は、当初は貴族や僧侶に愛用されるとともに、武家社会でも使われ始め、江戸時代には庶民が日常生活でも使用するようになりました。享保の頃から約100年間、杉原紙の最盛期を迎え、杉原谷の製紙業者は300軒を越えました。

18世紀後半から、造林業や炭焼きなどが盛んになり、紙漉きに比べて収入が高かったため、次第に紙漉きをやめる人が多くなりました。

明治時代に入り、明治22年4月の町村制の施行に伴い、松井庄村と杉原谷村が成立しました。昭和30年両村が合併して加美村になり、同35年加美町が誕生し、現在に至っています。

その後、昭和45年、杉原紙の再現に成功し、昭和47年に町立杉原紙研究所が設

立され、杉原紙は復活しました。

③八千代町

『播磨国風土記』によると、奈良時代の北播磨は、託賀(たか)郡に属し、八千代町一帯は、法太の里に含まれていたことが記されています。

この頃の法太の里には、野間川の流域に開けた集落群があり、明楽寺から中野間にかけての西部地区と、野村を中心とした東部地区からなっていました。土地の評価は「下の上」とあり、三甕(みかのさか)・花波山(はなみやま)などがみられます。

「法太」と名付けられた所以は、讃伎日子が建石命と相闘ったとき、讃伎日子が負けて逃げ去るとき、手をもって這い去った。故に、這田と曰く、と記されています。中世の時代には「這田荘」という荘園でした。

明治時代に入り、当地域は、明治9年の府県制並びに同12年の郡制度の実施のもとでは、多可郡野間谷村と加西郡大和村の2カ村から構成されていました。

昭和22年9月15日、野間谷村で第1回敬老会が開催され、その後の働きかけで、昭和41年、国民の祝日として「敬老の日」が誕生しました。

昭和29年3月25日、町村合併法に基づき、両村が郡越合併をする際、新村の名称を公募した結果、千代に、八千代に末永く当地域が発展することを願い、「八千代村」が成立し、同35年1月1日、町制を施行し、現在に至っています。

(3) 土地利用

本地域の土地利用状況(地目別土地面積)をみると、山林面積が約 148 k m²で 79.8%を占めています。

一方、中山間地として地形的な制約があるため、平地を十分確保することができず、宅地が 2.8%、田畑が 8.1%にすぎません。

今後の土地利用の活用面からみると、8割を占める山林を保全しながらいかに活用するかが、本地域の発展にかかっているといえます。

表 町別土地利用面積

単位：km²、下段 %

町名	田	畑	宅地	鉱泉池	池沼	山林	牧場原野	雑種地	その他	合計
中町	6.02	0.27	2.29	-	0.88	31.78	1.32	1.37	4.09	48.02
	12.5	0.6	4.8	-	1.8	66.2	2.7	2.9	8.5	100.0
加美町	5.39	0.56	1.72	0.00	0.00	71.32	0.21	0.67	4.19	84.06
	6.4	0.7	2.0	0.0	0.0	84.8	0.3	0.8	5.0	100.0
八千代町	2.52	0.31	1.21	-	-	44.67	3.75	0.61	0	53.07
	4.7	0.6	2.3	-	-	84.2	7.1	1.1	0.0	100.0
新町計	13.93	1.14	5.22	0.00	0.88	147.77	5.28	2.65	8.28	185.15
	7.5	0.6	2.8	0.0	0.5	79.8	2.9	1.4	4.5	100.0

資料：平成13年度各町資料による

新町の面積は 185.15k m²で、町別では加美町が約 5割を占めています。

表 面積

単位：km²、人、人/km²

	面積 (a)	面積比 (%)	人口 (b)	人口密度 (b/a)
中町	48.02	25.9%	11,686	243.4
加美町	84.06	45.4%	7,439	88.5
八千代町	53.07	28.7%	6,206	116.9
新町計/A	185.15	100.0%	25,331	136.8
兵庫県計/B	8,392.03		5,550,574	661.4
A /B (%)	2.21		0.46	

資料：平成12年国勢調査（面積については県統計書・平成13年7月1日現在）

(4) 人口及び世帯の現況と将来フレーム

1) 人口・世帯数の推移

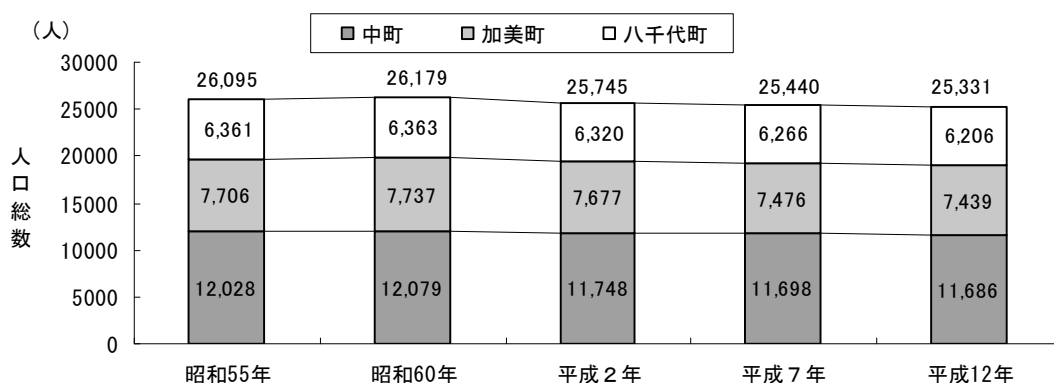
①人口の推移（昭和55年～平成12年）

新町の人口は、昭和55年を100とすると平成12年は97で微減傾向といえ、町別でみると減少傾向が最も低いのは八千代町です。

表 人口の推移 単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
中町	12,028	12,079	11,748	11,698	11,686
加美町	7,706	7,737	7,677	7,476	7,439
八千代町	6,361	6,363	6,320	6,266	6,206
新町計	26,095	26,179	25,745	25,440	25,331
兵庫県計	5,144,892	5,278,050	5,405,040	5,401,877	5,550,574
新町県内シェア	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

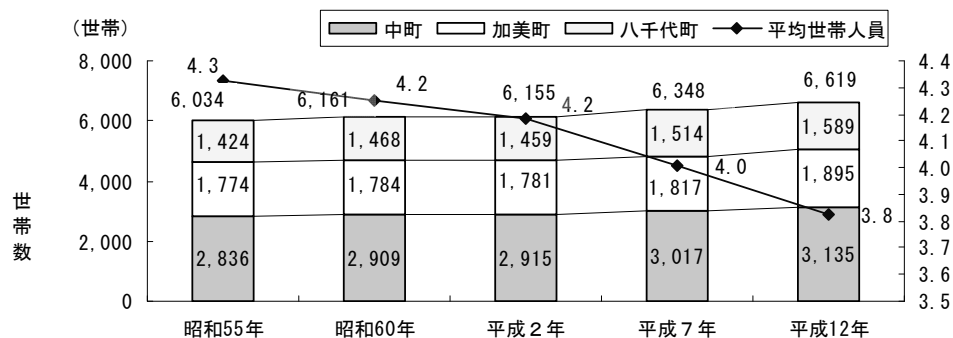
資料：国勢調査



②世帯数・平均世帯人員の推移（昭和55年～平成12年）

新町の世帯数は、昭和55年を100とすると平成12年は110で増加傾向にあり、町別でみると八千代町の増加傾向が最も大きい状況です。

新町の平均世帯人員は、昭和55年～平成12年において4.3人から3.8人に減少し、町別でみると中町が3.7人で最も少ない状況です。



2) 人口構造（平成2年～平成12年）

新町全体の年齢3区分別人口は、年少人口・生産年齢人口が減少するとともに、老年人口が増加しており、町別では加美町の生産年齢人口が最も低く、老年人口が最も高い状況です。

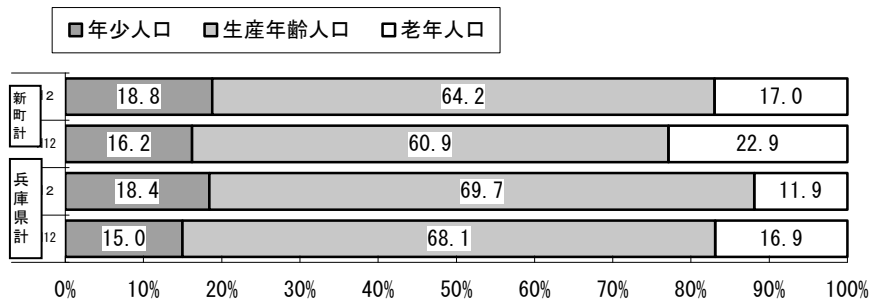
表 年齢3区分別人口の推移

単位：人

	平成2年			平成12年		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上
中町	2,205	7,735	1,808	1,893	7,209	2,584
加美町	1,493	4,704	1,480	1,206	4,423	1,808
八千代町	1,132	4,102	1,086	1,018	3,785	1,403
新町計	4,830	16,541	4,374	4,117	15,417	5,795
兵庫県計	991,045	3,752,880	642,401	830,112	3,776,483	939,950

資料：国勢調査

図 県・新町人口構造の比較



3) 流出人口（通勤・通学）

新町の就業・通学者数は14,135人であり、そのうち約35%が新町外へ通勤・通学しており、通勤・通学先で最も多いのは、約半数を占める西脇市です。

表 中町＋加美町＋八千代町の通勤・通学流出動向

単位：人

	中町	加美町	八千代町	新町計	流出動向比(%)
就業及び通学者総数(①+②+③)	6,540	4,145	3,450	14,135	
①各町内就業・通学	3,777	2,377	1,829	7,983	56.5
②新町内就業・通学計	355	627	252	1,234	8.7
中町		584	205	789	
加美町	216		47	263	
八千代町	139	43		182	
③新町外就業・通学計	2,408	1,141	1,369	4,918	34.8
黒田庄町	121	47	24	192	1.4
西脇市	1,192	632	558	2,382	16.9
山南町	70	33	11	114	0.8
加西市	158	47	215	420	3.0
社町	202	60	117	379	2.7
滝野町	112	41	83	236	1.7
小野市	127	34	73	234	1.7
神戸市	67	39	55	161	1.1
姫路市	47	25	63	135	1.0

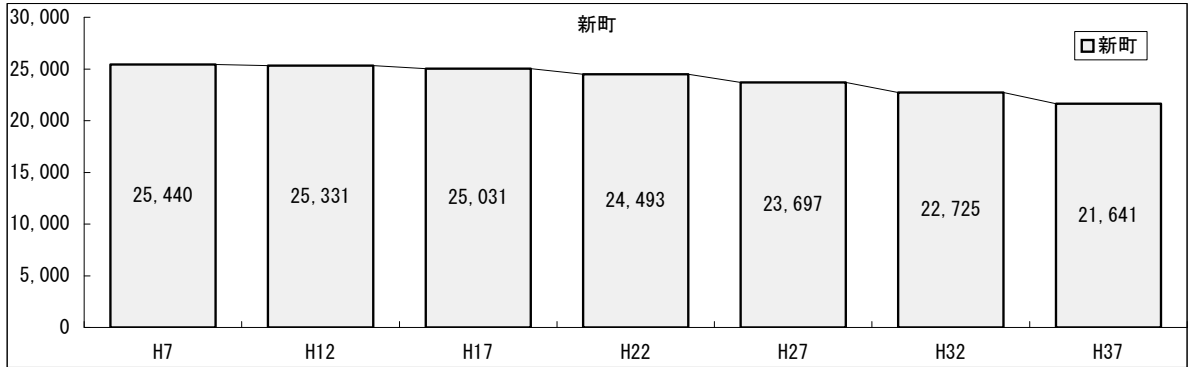
(資料：平成12年国勢調査)

4) 将来フレーム

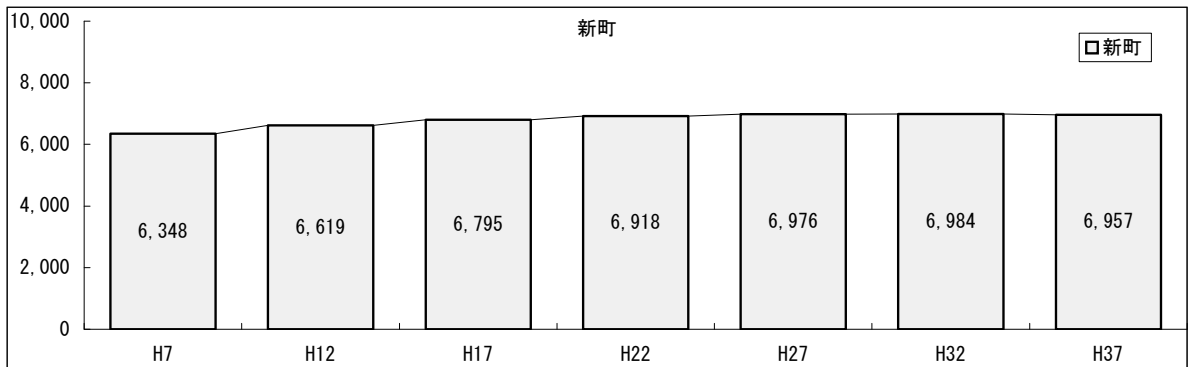
新町の人口および世帯の将来フレームは、国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムに基づいて推計しました。

世帯数の算定については、過去の平均世帯人員の推移から一定の推計式に基づいて世帯数に換算しています。

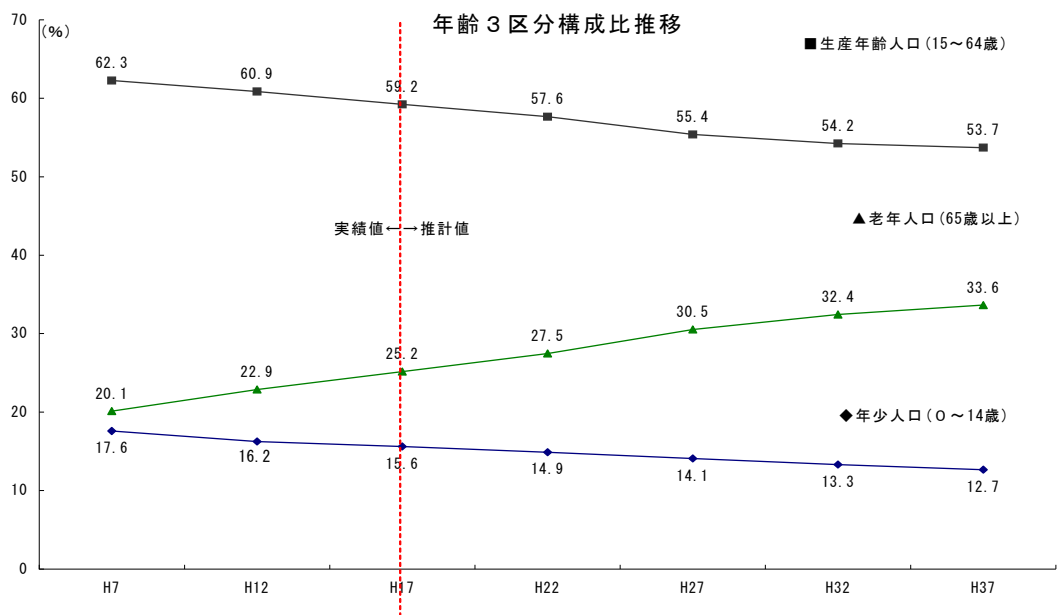
●新町人口推移



●新町世帯数推移



●年齢階層別人口構成比



(5) 産業

1) 就業構造

3町の就業構造の推移(平成2～12年)をみると、第1次産業、第2次産業が減少するとともに、第3次産業が増加し、平成12年現在の構成比は、第1次産業が4.0%、第2次産業が50.5%、第3次産業が44.5%であり、兵庫県全体(第1次産業:2.5%・第2次産業:30.4%・第3次産業:65.3%)に比べて、第2次産業が20.1ポイント高く、第3次産業が20.8ポイント低くなっており、当地域は、第2次産業に特化し、第3次産業の発展が遅れている地域であることを示しています。

産業中分類別就業者数の割合が高いベスト4は、3町ともに、第1位製造業、第2位サービス業、第3位卸小売業、第4位建設業となっています。製造業が比較的高いのは八千代町で、卸小売業・サービス業、建設業が比較的高いのは中町です。

表 産業別就業者数

単位：上段：人、下段：%

	年度	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	産業中分類就業者ベスト4 (H12)			
						製造業	サービス	卸小売	建設業
中町	平成2年	247	3,478	2,577	6,307				
	(%)	3.9	55.1	40.9	-				
加美町	平成12年	198	2,914	2,829	5,946	2,286	1,333	941	623
	(%)	3.3	49.0	47.6	-	38.4	22.4	15.8	10.5
八千代町	平成2年	263	2,217	1,441	3,931				
	(%)	6.7	56.4	36.7	-				
新町計	平成12年	181	1,873	1,600	3,728	1,495	763	506	378
	(%)	4.9	50.2	42.9	-	40.1	20.5	13.6	10.1
新町計	平成2年	199	2,152	1,075	3,465				
	(%)	5.7	62.1	31.0	-				
新町計	平成12年	134	1,647	1,243	3,078	1,393	550	389	253
	(%)	4.4	53.5	40.4	-	45.3	17.9	12.6	8.2
新町計	H12/H2	72.4	82.0	111.4	93.1	備考			
兵庫県計	平成2年	84,851	878,606	1,554,059	2,543,402				
	(%)	3.3	34.5	61.1	-				
兵庫県計	平成12年	63,913	788,846	1,698,171	2,598,880				
	(%)	2.5	30.4	65.3	-				
兵庫県計	H12/H2	75.3	89.8	109.3	102.2				

資料：国勢調査

* 産業区分—第1次産業：農業・林業・漁業、第2次産業：鉱業・建設業・製造業
第3次産業：卸売・小売業、飲食店、サービス業等

* 総数には不明が含まれ、構成比の合計は必ずしも100%とはならない。

2) 農林業の動向

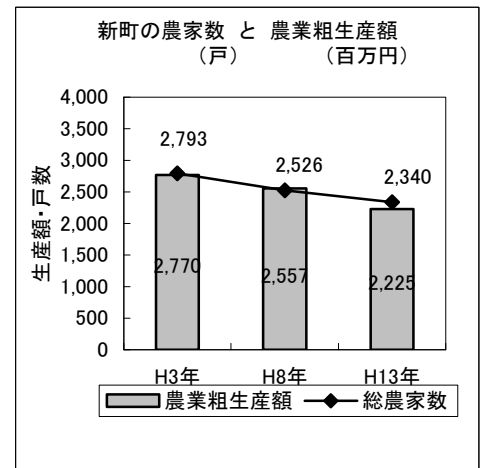
3町の総農家数の推移(平成2～12年)をみると、16%の減少率を示し、兵庫県全体の減少率16%と同じです。

最近時の総農家数、農業粗生産額は、加美町(965戸、972百万円)が最も多いのに対して、八千代町(478戸、384百万円)が最も少なくなっています。一方、農家1戸当たり生産農業所得は、中町(443千円)が最も多いのに対して、八千代町(295千円)が最も少なくなっています。

3町の林野面積(平成14年)は約15,000haで、うち中町が約22%、加美町が約48%、八千代町が約30%を占めています。樹種は、すぎ、ひのきの人工林が新町計で約60%を占めます。

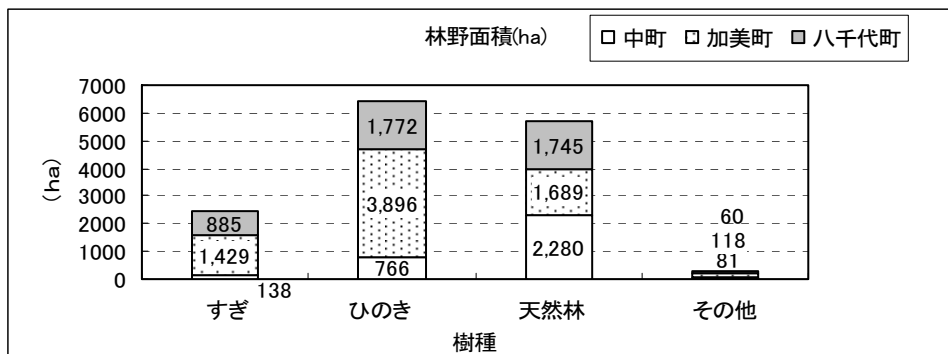
表 農業粗生産額及び生産農業所得

		農業粗生産額 (百万円)	農家1戸当たり 生産農業所得 (千円)	耕地10a当たり 生産農業所得 (千円)	総農家数 (H2.7.12年)
中町	平成3年	933	316	53	1,121
	平成8年	1,011	507	78	990
	平成13年	869	443	—	897
加美町	平成3年	1,247	372	64	1,083
	平成8年	1,076	409	67	1,002
	平成13年	972	350	—	965
八千代町	平成3年	590	363	68	589
	平成8年	470	412	73	534
	平成13年	384	295	—	478
新町計	平成3年	2,770	—	—	2,793
	平成8年	2,557	—	—	2,526
	平成13年	2,225	—	—	2,340
兵庫県	平成3年	221,432	668	102	137,065
	平成8年	196,051	747	104	124,823
	平成13年	163,550	474	—	114,523



資料: 近畿農政局兵庫統計情報事務所

平成13年の耕地10a当たり生産農業所得については、生産農業所得統計の統計方法が変更となっているため、数値を記載できない。



3) 工業の動向

3町の工業(製造業)の推移(平成3~14年)をみると、事業所数は、約45%減少、従業者数は約28%減少、製造品出荷額等は約40%減少しています。製造品出荷額等は、兵庫県全体の減少率(25%)と比べて、減少が著しい状況です。

町別では、平成14年現在、事業所数、従業者数、製造品出荷額等はともに、中町が3町全体の5割以上を占めています。

3町の製造業の業種別構成は、製造品出荷額ベースで、平成3年、繊維工業が49.7%を占めていましたが、平成14年現在、繊維工業16.3%、金属製品製造業17.9%、一般機械器具製造業9.0%となり、多業態化へ構造転換が進んでいます。

平成14年の製造品出荷額を平成3年と比べると、全体で4割減り、特に繊維工業は平成3年の約1/5に減少しています。

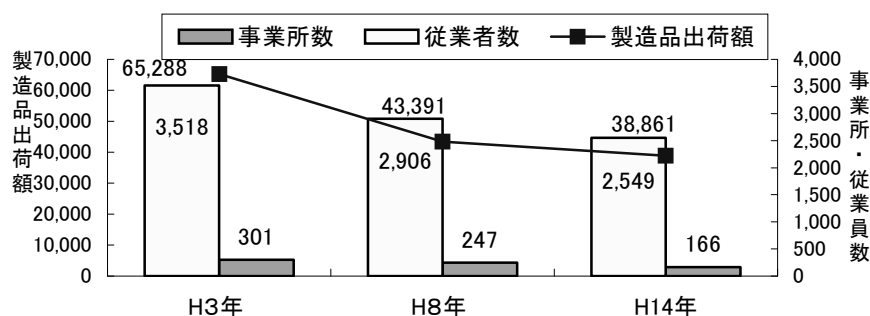
表 製造業

単位:事業所数、人、百万円

		事業所数	従業者数	製造品 出荷額等	製造品出荷額ベスト3比率(%)		
					繊維工業	金属製品	一般機械器具
中町	平成3年	134	1,679	41,430	59.7	9.9	3.3
	平成8年	117	1,356	25,554	16.7	18.2	6.2
	平成14年	90	1,276	21,088	16.0	23.7	7.5
加美町	平成3年	65	830	8,616	12.6	0.9	32.5
	平成8年	48	714	8,547	8.3	0.0	25.0
	平成14年	32	703	11,338	4.3	0.0	17.0
八千代町	平成3年	102	1,009	15,242	43.3	35.9	0.0
	平成8年	82	836	9,290	58.2	11.3	0.0
	平成14年	44	570	6,435	38.5	30.4	0.0
新町計	平成3年	301	3,518	65,288	49.7	14.8	8.0
	平成8年	247	2,906	43,391	23.9	13.1	8.6
	平成14年	166	2,549	38,861	16.3	17.9	9.0
兵庫県計	平成3年	18,642	511,738	16,301,897			
	平成8年	15,337	448,014	14,580,291			
	平成14年	12,195	372,859	12,458,804			

資料:工業統計調査

図 製造業の事業所数・従業員数・製造品出荷額(百万円)



4) 商業の動向

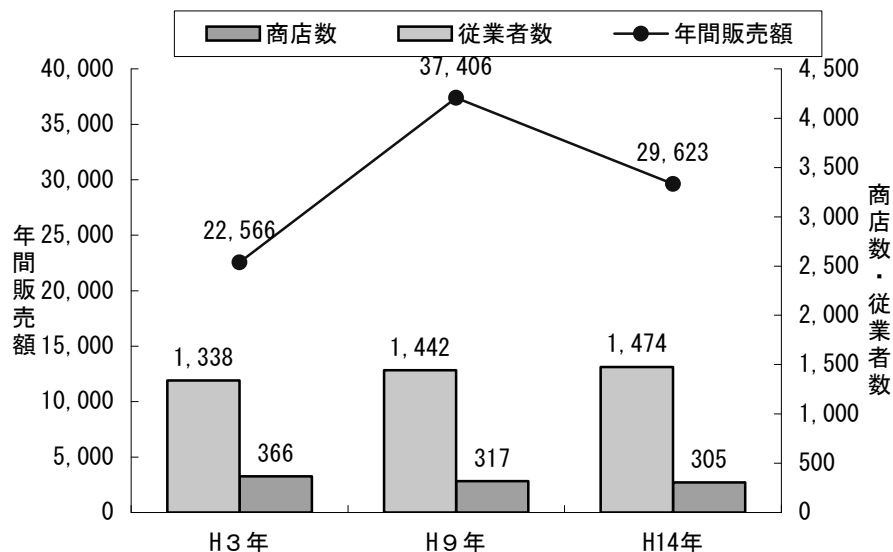
3町の商業の推移(平成3～14年)をみると、商店数は17%減少しているものの、従業者数は増加傾向にあります(平成3年に比較して約10%増)。年間販売額は平成9年までは増加しますが、以降は減少傾向にあります。兵庫県全体では、商店数：約22%減、従業者数：約0.7%増、年間販売額：約27%減となっています。

町別では、平成14年現在、中町が商店数は56%、従業者数は63%、年間販売額は76%と新町全体の過半を占めています。

		商店数	従業者数	年間販売額
中町	平成3年	208	756	14,151
	平成9年	183	907	29,224
	平成14年	173	930	22,516
加美町	平成3年	99	363	5,582
	平成9年	83	344	5,372
	平成14年	84	360	4,822
八千代町	平成3年	59	219	2,833
	平成9年	51	191	2,810
	平成14年	48	184	2,285
新町計	平成3年	366	1,338	22,566
	平成9年	317	1,442	37,406
	平成14年	305	1,474	29,623
兵庫県	平成3年	87,409	450,977	18,135,869
	平成9年	73,609	441,873	16,346,665
	平成14年	68,451	453,965	13,177,565

資料：商業統計調査

図 商店数・従業者数・年間販売額



(6) 財政事情等

平成15年度決算によると新町を構成する3町の収支は黒字の状況です。

財政指標では、財政基盤を示す「財政力指数」は新町では概して0.3と、財政基盤の弱さを示しています。また、財政運営余力を示す「起債制限比率」や「経常収支比率」は高率になってきており、財政運営は硬直化が懸念されます。

表 歳入総額（平成15年度） 単位：千円

区分	一般財源			国・県 支出金	地方債	その他	計
	地方税	地方交付税	その他				
中町	1,023,823	1,717,632	298,170	792,138	1,154,000	1,019,478	6,005,241
加美町	531,458	1,577,638	201,102	854,386	900,900	1,568,540	5,634,024
八千代町	389,913	1,402,239	158,849	656,242	1,306,100	700,142	4,613,485
新町計	1,945,194	4,697,509	658,121	2,302,766	3,361,000	3,288,160	16,252,750

(資料：市町村別決算状況調)

表 歳出総額（平成15年度） 単位：千円

区分	義務的経費			普通建設費		その他	計
	人件費	扶助費	公債費	全体	うち単独分		
中町	858,245	429,752	446,695	1,584,120	599,739	2,598,051	5,916,863
加美町	976,434	142,047	575,124	1,775,358	774,922	1,933,849	5,402,812
八千代町	609,777	165,488	398,025	1,776,398	882,970	1,514,480	4,464,168
新町計	2,444,456	737,287	1,419,844	5,135,876	2,257,631	6,046,380	15,783,843

(資料：市町村別決算状況調)

表 財政指標（平成15年度） 単位：千円

区分	財政力指数 ^(注1) (3ヶ年平均)	経常収支比率 ^(注2)	起債制限比率 ^(注3)	積立基金現在高 ^(注4)
中町	0.386	80.6%	6.5%	2,935,882
加美町	0.274	85.2%	9.3%	2,091,096
八千代町	0.253	78.6%	7.2%	1,268,865
新町計				6,295,843

(資料：市町村別決算状況調)

(注1) 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。

(注2) 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を測る比率として使われ、経常経費（人件費、扶助費、公債費等）が経常一般財源に占める比率をいいます。

(注3) 起債制限比率とは、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたもの。

(注4) 積立基金現在高とは、各年度の財源不足の調整に用いる基金（財政調整基金）や地方債の償還及びその信用の維持のために設けられる基金（減債基金）などの合計額をいいます。

表 経常収支比率の推移

単位：%

	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
中町	76.6	77.4	78.7	79.6	82.0	80.7	80.6
加美町	79.8	79.6	80.4	79.4	79.2	81.6	85.2
八千代町	74.0	79.7	74.6	75.5	79.1	81.1	78.6

図 経常収支比率の推移

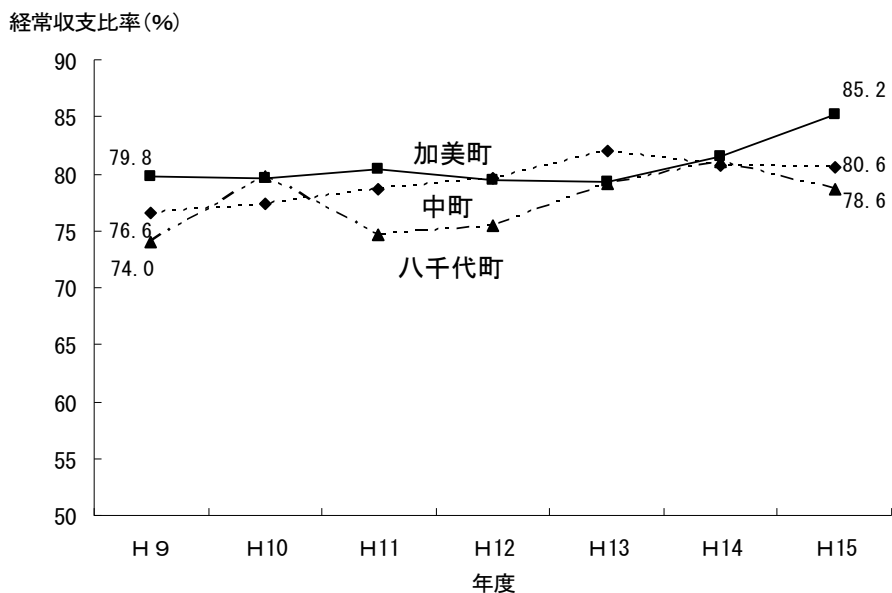
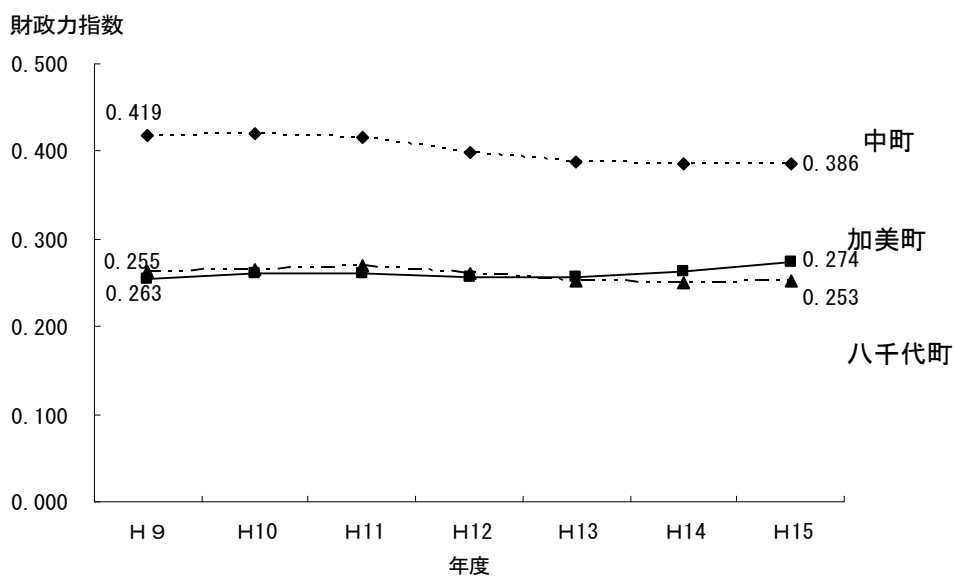


表 財政力指数の推移

	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
中町	0.419	0.421	0.415	0.399	0.389	0.386	0.386
加美町	0.255	0.260	0.260	0.257	0.256	0.262	0.274
八千代町	0.263	0.266	0.270	0.260	0.252	0.250	0.253

図 財政力指数の推移



3. 新町建設の基本方針

(1) 新町の将来像

みどり織りなす北はりま
“ここにしかあらへん”じば(磁場・地場)のまち

■ 美しい山々や田園空間をバックボーンとした誰もが住みやすいまち

当地域は、緑豊かな四季折々の美しさをもつ山々に囲まれ、自然環境豊かな田園空間があります。

この美しい“農”と“林”の自然の風景をバックボーンとして、これら自然との一体感を日々に肌で感じながら心豊かに生活できる住みやすいまちを目指します。

また、文化の香り高い、子どもたちが自然の中でのびのびと成長できるような日本一子育てに適したまちを目指します。

■ 大都市圏との共生・対流を軸とした、活力ある地場産業のあるまち

当地域は、神戸・大阪等の近畿主要都市にも近く、これら大都市圏との交流が活発に行われています。また、「杉原紙」「播州織」「酒米の山田錦」など、内外から高い評価を受けている特産品にあふれた(＝地場の)まちです。

このように、住民一人ひとりの自立的な活動により培われ、内外の人を引き寄せる(＝磁場)多くの魅力を持った当地域では、大都市圏との共生や対流を軸に、都会の人が農林業の体験をしたり長く滞在したくなるような地域の実現を目指します。

また、都市との交流とともに、「農業」「林業」「織物」に代表される個性的な地場産業を地域の経済基盤の核として育成し、就業機会にあふれた活力のある地域社会を目指します。

■ 郷土を愛し、地域が光り輝き、コミュニティと自治意識にあふれた個性豊かなまち

この地域には、郷土に根ざし住民の主体的な取り組みによる文化、交流、産業やまちづくり・むらづくりの様々な実績があります。合併後もこれら地域ごとのまちづくりへの取り組みを引き続き大切にしていきます。

そして、地域(むら・集落)がそれぞれ光り輝きながらも、互いに連携しあい、郷土愛を育み、コミュニティと自治意識にあふれた“ここにしかあらへん、北はりまオンリーワン”のまちを目指します。

(2) 土地利用構想

1) 地域の独自性と共有基盤を活かしたまちづくり

新町を構成する3地域は個性鮮やかな地域です。したがって、新町においては、地域の共有基盤により相互連携を強化しつつも、各地域の個性を薄めることなく、地域の独自性（アイデンティティ）を活かした個性が際だつまちづくりを目指します。

地域	独自性（アイデンティティ）	共有基盤
中 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・播州織のまち ・酒米山田錦発祥の里 ・にぎわいのある玄関口のまち ・住民主体の文化交流活動の活発なまち 	<ul style="list-style-type: none"> ・3地域を横断する公共交通網の充実 ・情報を共有する高度情報基盤の充実など、参画と協働のまちづくりの基盤となる情報通信ネットワークの高速化及び拡大 ・都市と農村の交流基盤の充実と拡大
加美 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・森林王国 ・杉原紙の里（宮内庁御用達） ・自然と共生する観光農林業のまち ・特産品の豊富なまち 	
八千代 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「敬老の日」発祥のまち ・特産品の都市への販売促進 ・グリーン・ツーリズム*推進のまち ・幼保一元化を推進するまち 	

*：都市部住民が自然とふれあい、農山漁村での体験活動を通じて田舎を楽しむ旅。
都市と農山漁村の交流を推進し、ふれあいを深めること。

2) 土地利用のイメージ

新町の将来像を実現するために、新町全体の土地利用構成を設定し、各地域が果たす役割を明確にします。

新町の土地利用構成では、骨格形成を図る「軸」、将来像に位置付けられた土地利用の誘導を図る「ゾーン」、さらに交流や地場の活動の基盤となる「拠点」を位置づけます。

① 軸形成

(骨格軸)

- ・・・・国道427号を含めて、将来は北播磨地域の自動車交通の南北軸となるハイランドふるさと街道を「骨格軸」と位置づけ、各地域を結び、さらに広域交通基盤と直接連携する背骨となる軸とする。

(連携軸)

- ・・・・・・地域間を連絡し、主軸動線と鉄道・高速道路などの広域交通基盤とを連絡する軸を「連携軸」とする。

② ゾーン形成

(森林田園環境保全ゾーン)

- ・・・・・・「北はりまハイランド構想」にみられるように、みどり豊かな四季折々の美しさを持つ自然豊かなエリアについては、貴重な地域資源としてその森林環境・田園環境を保全する。

(レクリエーションゾーン)

- ・・・・・・地域の自然と風土を身近に感じられる魅力あるエリアについては、地域住民や訪れる都市住民の「憩いの場・交流の場」として、利活用を促進する。

(市街地ゾーン)

- ・・・・・・新町の中でも比較的人口が集積しているエリアについては、かつての街道の面影を残しつつ、地域文化が香るにぎわいのあるゾーンとして整備を促進する。

③ 拠点形成

(交流拠点)

- ・・・・・・新町の中でも特に交流施設が集積する比較的規模の大きなエリアについては、地域住民及び訪れる都市住民との「交流拠点」として充実させ、新町全体の交流基盤を強化する。

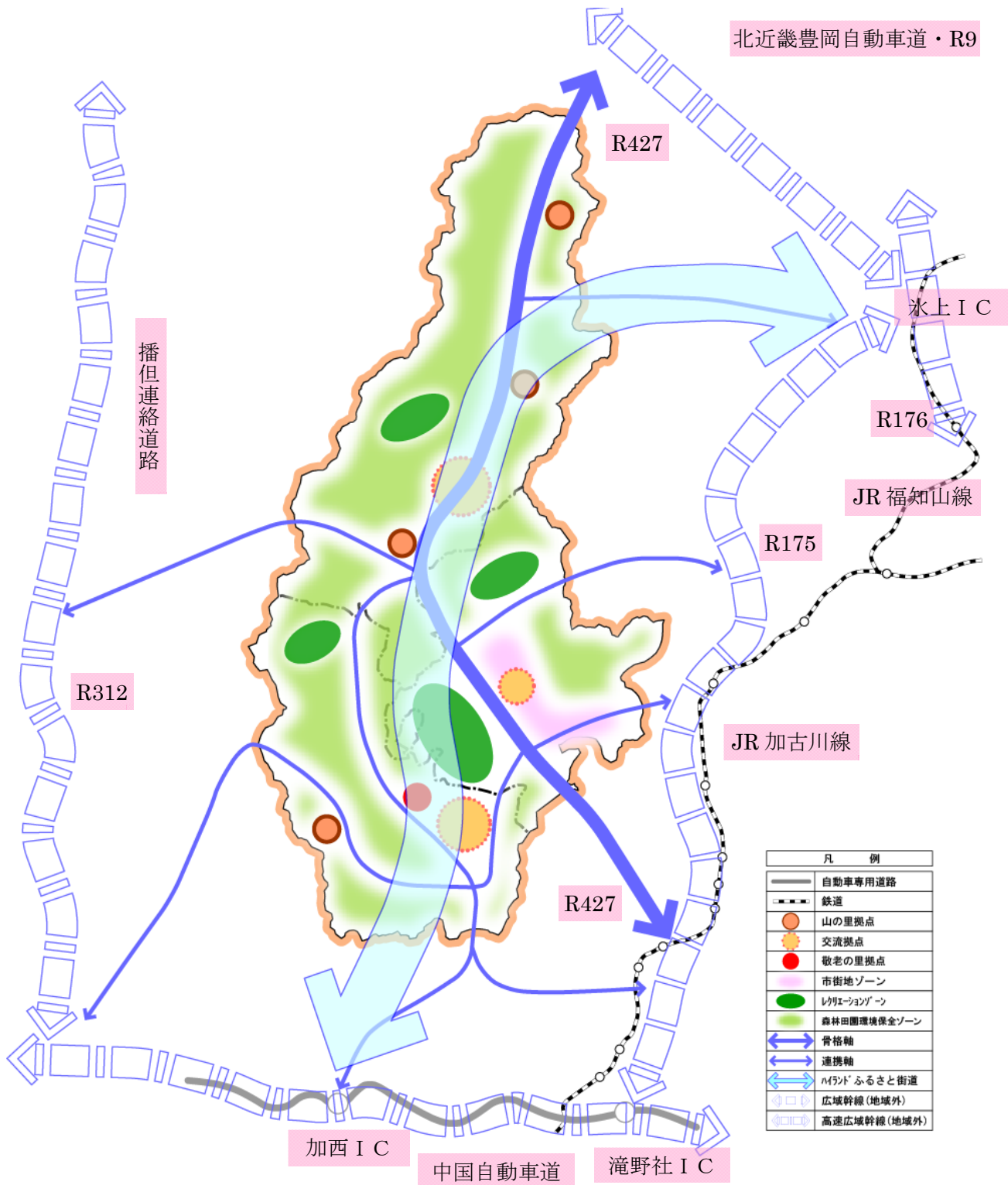
(山の里拠点)

- ・・・・・・新町全体に点在し、その地域の環境を活かした地域拠点は、自然と共生する魅力ある交流の場「山の里拠点」として充実していく。

(敬老の里拠点)

- ・・・・・・シルバーランド構想による高齢者の介護・福祉・交流拠点として整備・充実していく。

土地利用構想図



(3) まちづくりの基本方針

まちづくり基本姿勢

新町の建設においては、「地域のことは住民の意思と責任に基づいて処理する」という「地方自治の本旨」に則り、今まで培われてきた地域社会の個性あふれる取り組みと地域づくりのスタイルを継承しつつ、住民一人ひとりが自ら考え自律的に行動するという、「住民が主役」のまちづくりを実現します。

そのため、まちづくりに関する様々な情報を共有するとともに、町と地域コミュニティとの関わり、行政の説明責任や、住民参画の原則や情報への権利などを基本原則として、住民と行政が一緒になってまちづくりのルールをつくり出す（自治基本条例制定など）。住民と行政双方の明確な役割と責務のもとに行う「自律と協働に基づく」新時代の自治にふさわしいまちづくりを進めます。

1) 自然との共生と都市との交流による地域特性を活かした活力の創出

a. 都市との共生と対流・観光の拡大

- 自然環境豊かな地域特性を活かし、長期滞在型・体験型・自然共生型の観光・文化・交流機能の充実を図り、都市部との交流拡大を推進します。
- 誰もが魅力を感じる多自然居住空間の実現のため、基盤整備と適切な土地利用規制を行い、景観及び地域形成を促進します。

b. 地域特性を活かした産業振興

- 地域の自然や豊かな伝統に育まれた地域資源を活かした地場産業の育成、新たな起業の促進など、地域性を活かした（オンリーワンの）産業をはじめとした多様な産業を振興していくとともに、地域住民の就業の場を拡大します。
- 森林の有する多面的機能を見直し、地球環境時代に対応した環境共生型社会の形成を図ります。
- 競争力を有する第1次産業を育成していくため、情報通信基盤を活用した販路の拡大や6次産業化（1次産業～3次産業の融合）を図ります。

c. 定住基盤（生活基盤）の確立

- 地域を貫通する主要幹線道路の改良など、就業の場を有する近隣自治体への交通利便性を向上させることにより就業機会の拡大を図ります。
- インターネット環境など高度情報通信基盤を拡充し、住宅供給や助成等定住促進策を実施することにより、高齢者世代のみならず若者世代・子育て世代に適した住環境の充実に努めます。
- 環境の保全や適切な給排水処理、ゴミ・し尿処理によって省エネルギーやリサイクルにも配慮した循環型社会の構築を推進します。

2) 共に支えあい、誇りの持てる安全・安心な地域社会の形成

a. ひとりひとりが安心して暮らせる健康・福祉の充実

- 高齢者の社会参画の拡大、日常的な健康づくりへの配慮、地域ぐるみでの介護の推進など、お年寄りになってもいつまでも元気に暮らせるまちづくりを進めます。
- いつでもどこでも適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図るとともに、日ごろからの住民の健康維持、疾病の早期発見、医療費の抑制を図るため、予防医療・保健活動の充実に努めます。
- 幼児教育・保育機能の拡充、幼児・児童への手当の拡充により子育て世代を強力に支援します。
- 自然災害への対応、消防救急体制の確立、交通安全や防犯への対応により、安全・安心な地域社会を形成します。

b. 地域を愛し時代を担う教育・文化の振興

- 住民による主体的な取り組みに基づき、「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学び、表現し、文化活動に参画できる生涯学習環境を整えます。
- まち全体を学校に見立て、地域の自然や歴史、伝統文化に向き合うふるさと教育の推進に努めます。

3) 地域の個性を活かした自治の実現

a. 住民自治によるまちづくりの推進

- 旧町単位で今まで行われてきた地域自治の取り組みとコミュニティ意識を大切にしながら、「地域でできることは地域で」解決する住民主体のまちづくりを推進します。

b. 対話の充実・透明性のある行政

- 高速情報通信ネットワークの拡大を検討し、行政情報並びに地域の取り組み状況を公開することで行政と住民の双方向の対話を充実させ、「一人ひとりの住民の顔が見える行政」を実現します。

c. 行財政の改革

- 実のある3町合併とするために、行政機構改革や歳出の削減、予算執行における優先的採択の徹底、事務事業等行政事務の効率化を図り、行財政の改革を進めます。

4. 新町の施策

<p>基本姿勢</p> <p>「住民が主役」のまちづくり</p>	<p>自然との共生と都市との</p> <p>交流による地域特性を</p> <p>活かした活力の創出</p>	<p>■都市との共生と対流・観光の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 観光農林業の推進 ・ ・ ・ 魅力ある観光交流拠点の形成 ・ ・ ・ 多自然居住地域の形成 ・ ・ ・ 広域交通基盤の整備 ・ ・ ・ 情報通信基盤の活用
	<p>■地域特性を活かした産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 農業の振興 ・ ・ ・ 循環型社会に対応する林業の振興 ・ ・ ・ 地域特産品の情報発信 ・ ・ ・ 地場産業の振興 ・ ・ ・ 新たな産業の誘致・創出 	
	<p>■定住基盤（生活基盤）の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 土地の有効活用 ・ ・ ・ 自然環境の保全 ・ ・ ・ 居住環境の充実 ・ ・ ・ 上下水道の整備 ・ ・ ・ ゴミ・リサイクル環境の形成 ・ ・ ・ 雇用機会の確保 ・ ・ ・ 情報通信基盤の整備 	
<p>共に支え合い、誇りの</p> <p>持てる安全・安心な</p> <p>地域社会の形成</p>	<p>■ひとりひとりが安心して暮らせる健康・福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 高齢者福祉の推進 ・ ・ ・ 子育て環境の充実 ・ ・ ・ 障害者（児）福祉の充実 ・ ・ ・ 保健・医療の充実 ・ ・ ・ 国民健康保険・国民年金 ・ ・ ・ 自然災害の防止 ・ ・ ・ 消防防災体制の充実 ・ ・ ・ 安全な生活環境の形成 	
<p>地域の個性を活かした</p> <p>自治の実現</p>	<p>■地域を愛し時代を担う教育・文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 生涯学習の充実 ・ ・ ・ 学校教育の充実 ・ ・ ・ 地域文化の振興 ・ ・ ・ 都市間交流の推進 ・ ・ ・ 基本的人権の尊重 	
<p>■住民自治によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 地域コミュニティの自立促進 ・ ・ ・ 地域コミュニティ組織の強化 		
<p>■対話の充実・透明性のある行政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 参画と協働のための基盤整備 ・ ・ ・ 情報公開とまちづくりのルール化 		
<p>■行財政の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 電子自治体の形成 ・ ・ ・ 行財政改革の推進 ・ ・ ・ 広域行政の推進 		

4-1. 自然との共生と都市との交流による地域特性を活かした活力の創出

(1) 都市との共生と対流・観光の拡大

①観光農林業の推進

棚田を活用して、田植えや稲刈りの農業体験、間伐、下草刈りなどの林業体験ができる仕組みを推進します。また、果樹園に付属する宿泊施設や製造販売施設等において、地域でとれた作物による魅力ある商品や料理を提供して、観光客の拡大を図っていきます。

さらに、遊休農地を活用して気候風土に適した草花を栽培することによって観光客の目を楽しませ、自然を満喫できるような環境を実現していきます。

これらの観光農林業を推進するため、国道427号等の幹線道路の機能強化を図ります。

②魅力ある観光交流拠点の形成

各地域に点在する文化交流拠点施設、自然共生型体験施設等において展開される文化芸術を通じたイベント等を呼び水に、都市部の人々との交流を図り「癒し」を満喫できる環境を提供していきます。

また、交流イベントを充実するとともに交流機会をとらえ、豊富な特産品によって、ここでしか味わえない食品や各種製品の販売を推進していきます。

一方、「北はりまハイランド構想」や「田園空間博物館構想」に基づく交流拠点等のさらなる整備と充実を図っていきます。

③多自然居住地域の形成

スローライフが実現できる農地付き住宅の分譲や滞在型市民農園の整備等を通して田舎の良さをアピールし、都市住民との交流を推進していきます。あわせて、移住希望者に対して、農家住宅等田舎暮らしを実践できる住宅の空家情報を提供する仕組みづくりを検討していきます。また、空家となった農家住宅等を「田舎暮らしを体験できる施設」として再利用できるようにしていきます。

さらに、「多自然居住促進特区」を活用し、美しく活力ある多自然居住地域の創造と、都市と農村の共生・対流のモデル構築を図るとともに、都市との交流基盤となる「多自然」を維持・保全していきます。

④広域交通基盤の整備

都市との交流及び合併後の3町連携を強化する幹線道路網として、新町の主軸となる国道427号をはじめ県道中北条線、加美八千代線など幹線道路網の整備を推

進します。また、京阪神都市圏からの多面的なアクセスとして、町外に位置する国道 175 号、176 号や中国自動車道、舞鶴自動車道、北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路との合理的な連絡道路網の整備を推進します。

⑤情報通信基盤の活用

高度情報通信基盤を活用して地域の観光情報を配信し、都市部の人々が催し物に参加できるような情報ネットワークを整備します。

また、高度情報通信基盤整備の推進やその設備を活用する地域 F M 局など地域の独自性を発揮できる情報通信方法を検討していきます。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①観光農林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業体験型交流施設整備事業 ・農林業公園整備事業 ・田園景観整備事業 ・新たな農林業創出事業
②魅力ある観光交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化施設整備事業 ・レクリエーション施設整備事業 ・都市と農村の交流施設整備事業 ・地域の芸術・文化推進事業 ・北はりまハイランド拠点整備事業 ・田園空間博物館充実事業
③多自然居住地域の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休土地活用事業 ・空家活用事業
④広域交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・主要道路改良事業 ・地域連携道路整備事業
⑤情報通信基盤の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信基盤整備事業 ・行政内ネットワーク強化事業

<主な県事業>

主な施策	主な事業
②魅力ある観光交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域総合整備事業（活性化施設）
④広域交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良事業（国道 427 号等）

(2) 地域特性を活かした産業振興

①農業の振興

有機農法や飼育方法によって差別化できる農林畜産物の品質を向上させるとともに、それを食材として味わえる「地産地消」を観光と連携して推進していきます。

山田錦、播州地鶏、アイスクリーム、豆腐、こんにゃく、油揚げ等の他、さらなる特産品の開発・製造を促進していきます。

さらに、遊休農地を活用する新たな農産物の栽培や2次産品の開発にも積極的に取り組んでいきます。あわせて、農林畜産物を活用する食品産業等を育成・支援する仕組みをつくっていきます。

また、地域で生産される特産品の販売を都市部に拡大し、1次産業～3次産業までが地域で展開する6次産業化を図ります。

②循環型社会に対応する林業の振興

地域の森林環境を保全するため間伐を推進し、その間伐材を活用した自然共生型省資源エネルギー開発として、「木質系バイオマスエネルギー事業*」を官民協調型の事業として推進し、循環型社会に対応していきます。

また、間伐材を活用した2次製品の開発や販売を促進していきます。

*：間伐材などを使い、焼却による熱エネルギーとして活用する自然環境共生型のエネルギー形態をいう。

③地域特産品の情報発信

高度情報通信基盤を活用して、特産品の販路拡大や販売の開発等で販売量を確保し、地場産業の生産拡大を推進します。

新町にある特産品をまとめた情報システムを構築し、消費者ニーズに応えていきます。

④地場産業の振興

伝統ある繊維産業については、「ふるさと産業展」の開催等による異業種交流機会や産業を支える人材育成等を図るとともに、ブランド力を高めていきます。

“播州織”の繊維素材の使い道を拡大し、ここにしかない商品の開発を推進していきます。

酒米である“山田錦”発祥の地として、出荷先の製酒業者と連携し、地場産米を活用する地酒など魅力ある商品づくりを推進します。

⑤新たな産業の誘致・創出

地域資源を有効活用する企業の立地を誘致・支援する行政部門の設置を検討す

るとともに、地域資源を活用した内発的産業興しを推進します。

特に、地域の気候を活かした農林業基盤を強化する新たな産業の構築を図れるように“産官学”一体となった推進方法を検討していきます。

雇用機会と観光・交流の拡大に寄与するような新産業の育成を推進します。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業環境整備事業 ・ 有機農業関連事業 ・ 畜産環境整備事業 ・ 農業農村整備事業
②循環型社会に対応する林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新エネルギー導入促進事業 ・ 林道整備事業 ・ 森林保全事業
③地域特産品の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域商業活性化事業 ・ 特産品開発事業 ・ 特産品販売促進事業 ・ ひょうご食品認証制度の普及
④地場産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産業活性化推進事業
⑤新たな産業の誘致・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業誘致促進事業 ・ 新産業の育成（創出）事業

: 事業説明

地場産業活性化推進事業: 播州織や酒米「山田錦」を活用する産業の活性化を図るために異業種交流機会をつくる産業フェア等を開催する。

企業誘致促進事業: 行政が企業進出コーディネーターとして土地の確保や基盤整備に係るリスクを軽減する。

<主な県事業>

主な施策	主な事業
①農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひょうご安心ブランド農産物 ・ 中山間地域総合整備事業
②循環型社会に対応する林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加古川流域地域森林計画 ・ 森林基幹道整備事業（千ヶ峰・三国岳線）

(3) 定住基盤（生活基盤）の確立

①土地の有効活用

「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を有効に活用して、新町の特色ある景観や自然環境などを無秩序な開発から守り、保全していきます。

地域の土地を地域の定住基盤として、有効に活用できるような仕組みを推進していきます。

②自然環境の保全

「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の施行に際し、地域環境形成基本方針による区域設定に基づいて、関係機関と協議しながら区域区分ごとの環境保全のあり方を検討していきます。

四季折々の風物詩となっている場を公園化等によって、その環境を維持・保全していきます。

③居住環境の充実

農業関連の法規制緩和などの手法を活用し、住宅を建てやすくする土地利用環境をつくり、定住基盤を拡大していきます。

公共賃貸住宅の供給や民間賃貸住宅の誘導を促進し、若者が住みやすい居住環境の充実を図ります。

住み慣れた住宅に元気で長く住み続けられるように、住宅のバリアフリー化を推進します。

地域の空家・廃屋を活用し、新たな入居が可能となるような住宅供給体制を確立していきます。

地域の子どもの遊び場となる公園について、特色ある公園を整備していきます。

また、身近な生活道路を整備するとともに高齢者や子どもの身近な生活の足となる公共交通網（コミュニティバス・福祉タクシー等）を有効に活用していきます。

④上下水道の整備

上水道については、各町の事業の連携を図るとともに、トイレの水洗化に伴う水需要に対応する水源の確保を図ります。

下水道については、水洗化の普及に努めるとともに、各町の事業の連携を図ります。

⑤ゴミ・リサイクル環境の形成

ゴミの減量化、分別収集の徹底を図るため啓発事業を一層推進し、資源ゴミのリサイクルを図ります。また、生ゴミを発酵させて肥料として使っていく“コンポスト事業”を進めます。

さらに、新たなエネルギー開発となる木質系バイオマスエネルギー事業や、廃油等による自動車用リサイクル燃料の普及を推進します。

⑥雇用機会の確保

地域の道路網は、国道 175・176・427 号や高速自動車道との連携を強化し、公共交通機関は、神戸・阪神間及び大阪方面への鉄道・バス網の充実を図り、地域内・外での交流基盤を強化して、働く場の確保に努めます。

これらの交流基盤を活用して、工業団地の造成等を行い企業誘致に努めるほか、既存企業の新規分野への進出支援、地域資源を活用した農林業の 1.5 次産業化、観光と結びつけた 3 次産業化等新たな産業興しを推進するとともに、地域の課題を住民自らが解決に取り組むコミュニティビジネスの創出により働く場を確保します。

各企業・団体等が、仕事をより多くの労働者で分かち合うことにより雇用を維持するワークシェアリングの取り組みなどを促進することにより、働く場を確保していきます。

⑦情報通信基盤の整備

若年層の定住条件として生活基盤や就業基盤となる高度情報通信システムの整備を推進します。

高度情報通信基盤を活用して、都市部に就学・就業する地元出身者等に対し地域の就業情報を発信して、地元での定住化を促進します。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①土地の有効活用	・地籍調査事業 ・公有地の有効活用促進事業 ・まちづくり推進事業
②自然環境の保全	・河川環境整備事業 ・自然整備保全事業

③居住環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅整備事業 ・ 定住化促進事業 ・ 公園整備事業 ・ 生活道路整備事業 ・ 公共交通網整備事業（コミュニティバス等）
④上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道機能強化事業 ・ 下水道整備事業 ・ 集落排水資源循環統合補助事業
⑤ゴミ・リサイクル環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ処分施設整備事業 ・ ゴミ分別収集促進事業 ・ 沿道美化事業
⑥雇用機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域公共交通整備事業 ・ 企業誘致促進事業 ・ 特産品開発・販売促進事業 ・ 新たな農林業創出事業
⑦情報通信基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信基盤整備事業

：事業説明

広域公共交通整備事業： 地域周辺に点在する事業所へのアクセスをバスと鉄道との連携によって公共交通機関でも確保できる利便性を推進する。

<主な県事業>

主な施策	主な事業
①土地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり支援事業
②自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域総合整備事業（エネルギー公園）
③居住環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業（西脇八千代市川線、加美八千代線等） ・ 交通安全施設事業 （国道427号、多可北条線等） ・ 県営住宅建替事業 ・ 中山間地域総合整備事業（集落道）

4-2. 共に支え合い、誇りの持てる安全・安心な地域社会の形成

(1) ひとりひとりが安心して暮らせる健康・福祉の充実

①高齢者福祉の推進

高齢者がいつまでも健康で元気に活動できる健康寿命を保つため、生き生きと活躍できる場と機会を提供するとともに、介護や援助が必要になった場合は適切な福祉サービスを受けながら、住民同士が互いに支え合う地域づくりを目指します。

また、多様な高齢者が相互に生きがいを求めて支え合い、楽しくなごやかに集える<シルバーランド構想>の実現を図ります。

②子育て環境の充実

若者たちが定住し、子どもたちの声がこだまする地域社会を形成するには、“子育ては楽しい”ことを若い世代にアピールすることが大切です。幼保一元化など保育・教育サービスを充実し働く女性を支援するとともに、男性がもっと子育てに関わることのできる環境づくりを促進します。

また、育児相談、情報交換のための子育て支援センター機能を設置して、専門職員による両親教育を推進し、子育てグループの支援を図るとともに、学童保育を促進し、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めます。

③障害者(児)福祉の充実

障害者(児)の地域での自立生活を支援するため、障害者(児)のニーズやライフスタイルに応じた各種の在宅福祉サービスの充実や支援費制度の普及を図るとともに、基幹病院を中心に保健・医療施策との有機的連携を推進します。

また、障害者(児)が生きがいのある生活が送れるよう、社会参加、就労などの支援を図ります。

④保健・医療の充実

住民の主體的な健康づくりを推進するため、新町健康増進計画を策定するとともに、地域における健康づくりの拠点である健康福祉センターの機能を疾病・障害・予防の観点から強化し、保健と福祉の行政サービスの一体的な提供を促進します。

医療を必要とする人がいつでも、どこでも、適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医の普及や基幹病院と診療所・医院の機能分担を進め、体系的な医療供給体制の充実を図ります。また、休日・夜間の応急診療は、総合病院との広域

的な連携を図り対応していきます。

⑤国民健康保険・国民年金

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者証の個人カード化など被保険者の利便を図るとともに、適正な保険給付を促進します。

また、国民年金事業については、平成14年4月から国が直接保険料を収納することになったことに伴い、国との協力・連携のもとに効率的な事務処理を促進します。

⑥自然災害の防止

土砂流出や山地崩壊などを防止するため、放置人工林の適正保育を徹底し、山地の荒廃を防ぎます。災害発生のおそれのある地区に対して各種防災施設の整備を図るとともに、適切な森林の保全・管理を図ります。

また、流域における洪水等を防止するため、未改修河川の改修事業を進めます。

⑦消防防災体制の充実

消防体制は、合併後も常備消防として西脇多可行政事務組合による広域消防で対応するとともに、非常備消防は各地域の消防団の育成と、消防施設・器具の充実を図ります。また、災害に備えた広報や防災訓練などを通じて住民の防災意識の高揚を図りながら自主防災組織を育成するとともに、地域防災計画の見直しを行います。

⑧安全な生活環境の形成

交通事故等による被害を未然に防止するため、交通事故多発地点等における道路改良やガードレールの設置等道路環境の整備をはじめ、子どもや高齢者を対象にした交通安全教育の実施や交通安全思想の普及啓発など総合的な交通安全対策を進めます。

また、防犯体制を強化するため、防犯灯など防犯施設を設置するとともに、地域コミュニティを通じた防犯活動を促進します。

＜施策にかかる主な事業＞

主な施策	主な事業
①高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の健康・生きがいつくり推進事業 ・ 高齢者自立支援推進事業 ・ 介護保険事業 ・ シルバーランド構想推進事業
②子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健推進事業 ・ 幼保一元化推進事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 次世代育成支援対策推進事業 *
③障害者(児)福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者(児)の自立支援・社会参加促進事業 ・ 障害者支援費制度 ・ 障害者(児)医療費助成事業
④保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進施設整備事業 ・ 健康管理支援システム整備事業 ・ 医療施設整備事業
⑤国民健康保険・国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業 ・ 国民年金事務協力連携事業
⑥自然災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ ため池等整備事業 ・ 河川改修事業 ・ 砂防事業 ・ 治山事業
⑦消防防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防防災体制整備事業 ・ 消防団育成事業 ・ 防災情報システム整備事業 ・ 行政施設耐震化推進事業
⑧安全な生活環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯施設事業 ・ 交通安全施設事業

*：保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本理念のもとに、市町村、事業主が地域における子育て支援、親子の健康の確保、仕事と家庭両立等について行動計画を策定し推進する事業。

<主な県事業>

主な施策	主な事業
⑥自然災害の防止	・河川改修事業（思出川、奥荒田川等） ・砂防事業（曾我井大谷川等） ・ため池等整備事業 など
⑧安全な生活環境の形成	・交通安全施設事業（国道 427 号、多可北条線等） ・災害防除事業（加美八千代線）

(2) 地域を愛し時代を担う教育・文化の振興

①生涯学習の充実

新しい時代に主体的に対応する創造力と行動力に満ちた人づくりを押し進めるため、「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学び、表現し、その成果を生かすことができる文化・生涯学習体制の整備を図ります。文化・生涯学習拠点として公民館や図書館などの利活用を促進するとともに、住民主体で運営する文化ホールは、自主運営率を高めて各地域間の文化交流を促進し、新町としての情報発信機能を強化します。

また、だれでも気楽に生涯スポーツを楽しめる場や機会の充実を図るとともに、平成18年の「のじぎく兵庫国体」開催に向けた準備を進めます。

②学校教育の充実

児童一人ひとりの個性や創造力を育成するとともに、地域に誇りがもてるよう、教職員を中心に子どもと高齢者の世代間交流を促進しながら地域の歴史文化や自然に向き合うふるさと教育や環境学習の場づくりを進めます。

新しい時代や環境の変化に主体的に立ち向かう創造力と行動力に満ちた人づくりを推進するため、インターネットに接続できる情報環境の整備を図るとともに、国際理解を深める教育を推進します。

県立多可高等学校については、地域の発展を支え、地域をリードする担い手を育成するため、地域資源や人材を活かした特色ある高等学校教育を支援します。また、高校生の地域への愛着を高め、若者定住やUターンにつなげます。

③地域文化の振興

当地域の有形無形の多様な歴史文化資源の調査を進め、その保存・継承に努めるとともに、それらの展示・活用を図るための歴史資料館の充実を図ります。これらの歴史資料館を核に、歴史文化資源の観光ルート化を図り、歩行者・自転車道ネットワークの形成、ガイドブックやマップの作成、語りべボランティアの育成、案内板の設置など活用促進策を展開します。

また、青少年健全育成推進体制の整備を図り、子ども会リーダーやボランティアの確保、企画力の向上など活動の活性化を促進します。

④都市間交流の推進

現在結んでいる友好姉妹都市との幅広い交流活動を一層充実し、相互理解を深

めます。また、国際化時代に対応した人づくりを進めるため、外国の学校との姉妹校提携等を通じて、生徒間の国際交流や外国の固有の文化や歴史について理解を深めます。

⑤基本的人権の尊重

人権問題についての住民の正しい理解を促すとともに、基本的人権の尊重、男女平等に関する意識を育むため、家庭・地域・学校の緊密な連携により、学校教育、生涯教育などにおいて教育・啓発活動を推進します。

また、家事・育児・介護における男女の固定的な役割分担について広く見直しを呼びかけるとともに、女性の自立と社会参加を積極的に支援し、社会的な方針や政策決定への女性参画を促進し、男女共同参画条例の制定を目指します。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習振興事業（交流施設整備等） ・芸術文化振興事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・スポーツ施設整備事業
②学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の進展に対応した教育推進事業 ・ふるさと教育・環境教育推進事業 ・特色ある高等学校教育支援事業
③地域文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化振興事業 ・青少年健全育成推進体制整備事業
④都市間交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市交流事業 ・国際的に開かれた学校づくり推進事業
⑤基本的人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発推進事業 ・男女共同参画推進事業

：事業説明

ふるさと教育・環境教育推進事業： 地域に誇りがもてるよう、地域の歴史文化や自然に向き合うふるさと教育や環境学習の場づくりを推進する。

特色ある高等学校教育支援事業： 地域の担い手となり得る高校生と地域との交流を深め、若者定住やUターンにつなげる。

4-3. 地域の個性を活かした自治の実現

(1) 住民自治によるまちづくりの推進

①地域コミュニティの自立促進

むらづくり(集落単位)から暮らしの豊かさを組み立てるまちづくりを推進するため、住民が主体となったむらづくりを進めます。むらづくり協議会など様々な活動の場を提供するとともに、地域住民の活動拠点としてコミュニティ施設の充実を図り、住民の自治活動を促進します。

また、住民が自らの地域に対してふるさととして誇りを持って住み続けられるよう、地域内の自然や歴史、文化等の地域資源を掘り起こし、再評価し、これらを活用した地域おこし活動等に対して支援を行い、集落機能の活性化を図ります。

②地域コミュニティ組織の強化

住民が主体となったむらづくりが進められるよう、住民自らが地域課題をさぐり、その解決策を提案し、実践する力を向上させるため、「地域自治区」の設置、研修会の開催、地域づくりリーダーの養成、計画策定とソフト事業への助成などを実施するとともに、ボランティア、NPO法人の育成を図ります。

また、若者の自主性を発揮できるむらづくりを促進するため、若者参加型のコミュニティ運営の仕組みや地域ごとのイベント、または新町の一体感を醸成するための特徴的なイベントの実施について検討します。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①地域コミュニティの自立促進	・むらづくり活動事業 ・コミュニティ施設整備事業 ・ふるさと水と土の保全活動助成事業 ・花と緑のまちづくり推進助成事業
②地域コミュニティ組織の強化	・地域コミュニティ組織強化事業 ・若者参加型コミュニティ運営の仕組み検討事業

: 事業説明

若者参加型コミュニティ運営の仕組み検討事業: 若者の自主性を発揮できるむらづくりを促進するため、若者が参加しやすいコミュニティ運営の仕組みについて検討する。

(2) 対話の充実・透明性のある行政

①参画と協働のための基盤整備

住民と行政による参画と協働のまちづくりを推進するため、インターネットも可能な地域情報化の拡大などについて専門家を交えながら検討し、全町的な高度情報通信基盤の導入を図ります。

②情報公開とまちづくりのルール化

住民と行政の情報共有をさらに前進させるため、情報公開条例を継承して行政の透明性を高め、行政と住民の対話を充実させながら、住民一人ひとりが自ら考え、行動することをまちづくりの基本とします。

このため、住民主体のまちづくりを実践するための憲法ともいわれる“自治基本条例”など、新町のまちづくりの基本となるルールを制定し、まちづくりへの住民参加権、情報へのアクセス権、住民と行政の責務などを明記し、新町のまちづくりを進めていきます。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①参画と協働のための基盤整備	・参画と協働のための高度情報通信基盤検討事業
②情報公開とまちづくりのルール化	・新町まちづくり基本ルール検討事業

: 事業説明

参画と協働のための高度情報通信基盤検討事業: 全町的な高度情報通信基盤の導入について、専門家を交えながら検討する。

新町まちづくり基本ルール検討事業: 住民主体のまちづくりを実践するための憲法ともいわれる“自治基本条例”など、新町のまちづくりの基本となるルールについて検討する。

(3) 行財政の改革

①電子自治体の形成

行政サービスの効率化と住民サービスの向上を図るため、基幹業務のシステム化を促進し電子自治体を形成します。行政情報システムを活用して、身近な公共施設等で住民票や戸籍の交付を図ります。また、ネットワークを活用し、公共施設利用予約システムなどの構築を進めます。

②行財政改革の推進

これまでの各町の中で管理部門等重複する組織を一元化し、職員数の適正な管理を通して規模のメリットを活かした組織の効率化を最優先に考えます。少子・高齢化等の社会情勢の変化に伴う新たな行政課題にも適切に対応でき、若者定住など新町で取り組むべき重点施策も推進できる組織体制の充実を図ります。あわせて、庁舎等の公共施設整備も検討します。

また、事業選定の過程などを住民に積極的に公開し、住民の意見・意向を事業実施に反映させるとともに、近年の厳しい財政状況を踏まえ、「行政活動に無駄な部分はないか」「行政活動は費用に見合うだけの効果を出しているか」といった観点から行政活動を見直し、行政活動を改善する行政評価制度の導入等を図ります。また、住民サービスの改善等に結びつくISO(国際標準規格)の取得等を目指します。

公共施設の運営についても、健全な財政運営の観点から、不特定多数の人が利用する道路や公園以外の特定の人が利用するものについては受益者負担の方向で見直します。さらに、各町にある活性化施設について、伝統文化の継承、新町の地域特性として位置づけできるものを除き、企業感覚での運営を基本に第三セクター等を含め計画的に民営化を目指します。

③広域行政の推進

合併後も、消防や農業共済などの運営、し尿処理施設の運営、一般廃棄物の収集・処理など各市町単独での事業実施が困難な施策については、周辺市町と協議しながら、広域での対応を図ります。

また、播磨内陸広域行政協議会の構成員として「播磨内陸自然文化交響圏」など共通目標の実現を目指します。

<施策にかかる主な事業>

主な施策	主な事業
①電子自治体の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹業務システム構築事業 ・ 公共施設間ネットワーク構築事業 ・ 公共施設利用予約システム構築事業 ・ 身近な公共施設での住民票・戸籍交付事務事業
②行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政組織改革推進事業 ・ 行政評価制度等導入事業 ・ 庁舎等整備事業
③広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携による共同事業 ・ 広域圏計画推進事業

: 事業説明

行政組織改革推進事業: 管理部門等重複する組織を一元化し、より重要な行政課題に対応する組織を充実させて行政組織のスリム化を図る。

行政評価制度導入事業: 「行政活動に無駄な部分はないか」「行政活動は費用に見合うだけの効果を出しているか」といった観点から行政活動を見直し、行政活動を改善する仕組みを検討する。

5. 公共施設の統合整備

合併に伴う公共施設の統合整備については、地域の特性や地域間のバランス、既存施設の有効活用、住民の福祉の向上及び新町の効率性、一体性ある地域運営を基本的な観点とし、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し財政事情等を考慮しながら逐次検討し整備を図っていきます。

各町に整備されている施設で機能的に重複している、または類似のものについては、必要に応じて統合と機能分担、管理運営方法等を検討し、効率的かつ効果的な施設の活用方策について継続的に検討していきます。

また、合併に伴い支所となる旧役場庁舎については「地域局」として整備し、地域の活性化に取り組むとともに、住民への行政サービス機能を担うものとしします。

6. 計画の実現に向けて

(1) 計画推進のための仕組みづくり

新町は、少子・高齢化の進展や行財政状況が逼迫する中でいかに行政サービスを展開していくか、または地球環境保護や都市間交流などの広域的視点で町土をどう効果的に保全・活用していくかといった、複雑化、複合化、特殊専門化した政策諸課題に的確に対応していかなければなりません。

また、将来像にも「ここにしかあらへん」じばのまち」と謳っているとおり、合併後も地域の固有の取り組みを大切にしながら内外の人をひきつけるオンリーワンのまちづくりを目指しています。

これら将来像を実現化していくためには、地域住民の自立的な活動と効率的・効果的な行政運営を実現することがカギになるのは言うまでもありません。しかしそれに加えて、住民と行政の間をつなぎ、3つの地域ごとに個別に行っている取り組みを新町の統合的な取り組みとしてうまく展開し、旧町を越えた広域的な視点で地域全体をデザインしながら新町の進むべき方向を継続的に検討する機能が必要です。

それには、行政と地域住民の参画はもとより、当地域を愛する人たちや地域内外のまちづくり専門家などの力を結集して、広域と現場の双方の観点から地域の問題・課題の解決にあたり、町の政策形成と実行プログラムを検討する官民協働型の「コミュニティ・シンクタンク」を設立することが必要です。

新町のまちづくりを実践していくにあたっては、政策立案段階から決定、実施、評価にいたる一連のプロセスにおいてこの「コミュニティ・シンクタンク」を活用し、住民と行政との連携や各施策の横の連携を図りつつ総合的な施策展開を実践していきます。

(2) アクションプログラムの継続的展開

新町建設計画では、今後10年間の公共施設等の整備事業や地域の活性化に寄与する様々なソフト事業が「新町の主要な実施予定事業」として位置づけられています。しかし、さらなる補助金・交付金の低減や地方債負担等の適正化により自立的な自治体経営が求められている中、事業実施の具体化にあたってはさらなる検討が必要です。

よって、社会経済情勢を見極めつつ、位置づけた事業の将来の実施可能性も含め必要に応じて再検討を行うとともに、新町にとってどの時期にどの事業を行うのが最も効果的かなどを明確にしたアクションプログラムを策定し、事業の選別、メリハリのある事業展開を進めていきます。

そこで、新町誕生後は、上記の「コミュニティ・シンクタンク」を活用しつつ、新町の政策の柱に基づくアクションプログラムの継続的な見直し、策定を行い、効率的効果的で住民にも分かりやすい事業展開を図ります。

7. 財政計画

今後、地方交付税の減少が予想され、少子高齢化による人口構成バランスの悪化により税収減が懸念されるなど、財源確保はますます厳しくなると考えられます。一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、より一層、行政サービスの維持向上を図っていく必要があります。

そうしたなか、本計画に定められた施策を計画的に実施していくため、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用に努めるなど、適切な財政運営を推進していきます。

※ 財政計画とは、合併後20年間について、過去の決算状況や現在の財政制度等を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。

●歳入

(1) 地方税

過去の実績推移と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行制度を基本にして推計しています。

(2) 地方譲与税・交付金

過去の実績を踏まえて推計しています。

(3) 地方交付税等

普通交付税の算定の特例（合併算定替：令和2年度まで）などにより算定するとともに、人口推移による影響額、特別交付税、臨時財政対策債についても推計しています。

(4) 繰入金

特定目的基金や年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用していく方針で推計しています。

(5) その他

過去の実績や前年度の最終歳出差引額を踏まえて推計しています。

●歳 出

(1) 人件費

定員適正化計画に基づき推計しています。

(2) 扶助費

過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(3) 公債費

合併までの地方債にかかる償還予定額に、新町において発行する新たな地方債にかかる償還額を見込んで推計しています。

(4) 普通建設事業費

健全な財政運営を行うにあたって投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。

(5) 物件費

過去の実績推移を踏まえ、(新)多可町行財政改革実施計画等の削減効果を見込んで推計しています。

(6) 補助費等

過去の実績推移を踏まえるとともに、(新)多可町行財政改革実施計画や下水道事業計画を見込んで推計しています。

(7) 積立金

歳計剰余金処分額等を見込んで推計しています。

(8) 繰出金

国民健康保険・介護保険事業は現行制度を基本に、下水道事業は事業計画を基本に、その他会計は過去の実績推移を踏まえて推計しています。

(9) その他

投資及び出資金・貸付金などです。過去の実績推移を踏まえて推計しています。

○歳入

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)		
地方税	1,908	1,892	2,132	2,142	2,043	1,989	1,986	2,003	1,992	2,008	2,009	2,055	2,116	2,051	2,048	2,034
地方譲与税	296	399	210	202	189	183	142	132	126	119	125	124	124	125	137	137
地方交付税	4,731	4,721	4,574	4,770	4,765	5,365	5,539	6,100	6,066	6,011	5,431	5,307	5,269	5,430	5,175	5,108
交通安全対策特別交付金	5	6	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	3	4	4
繰入金	1,264	343	638	493	435	8	12	10	5	4	7	24	305	305	100	50
その他	1,525	1,899	1,576	1,346	1,999	2,341	1,679	939	1,208	995	1,249	1,260	1,119	973	885	929
歳入合計	9,729	9,260	9,136	8,958	9,436	9,891	9,363	9,189	9,402	9,141	8,825	8,774	8,937	8,887	8,349	8,262

○歳出

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)		
人件費	2,029	1,974	1,970	1,906	1,904	1,866	1,971	1,894	1,892	1,783	1,782	1,717	1,646	1,570	1,588	1,839
扶助費	285	310	348	350	348	388	367	378	398	427	409	431	443	403	407	411
公債費	1,408	1,557	1,689	1,746	1,750	2,006	1,865	1,798	1,782	1,760	1,713	1,742	1,804	1,937	1,603	1,444
物件費	1,335	1,059	1,152	1,151	1,199	1,204	1,242	1,164	1,252	1,241	1,323	1,246	1,307	1,375	1,395	1,125
補助費等	1,535	1,483	1,415	1,478	1,405	1,415	1,443	1,324	1,406	1,548	1,436	1,501	2,717	2,636	2,670	2,711
積立金	608	270	200	250	170	301	250	115	287	130	85	151	59	10	7	44
繰出金	1,205	1,204	1,166	1,207	1,252	1,293	1,233	1,392	1,386	1,452	1,437	1,473	522	494	505	510
投資的経費	665	490	439	345	619	558	339	372	439	379	287	259	365	324	65	88
その他	48	60	53	51	36	20	21	27	28	25	27	38	29	37	35	35
歳出合計	9,118	8,407	8,432	8,484	8,683	9,051	8,731	8,464	8,870	8,745	8,499	8,558	8,892	8,786	8,275	8,207

○歳入

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地方税	2,003	2,005	2,003	1,970	1,965
地方譲与税	137	145	145	145	154
地方交付税	5,087	5,070	5,034	5,010	4,973
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4
繰入金	50	252	215	0	128
その他	951	930	939	934	901
歳入合計	8,232	8,580	8,340	8,063	8,125

○歳出

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	1,798	1,781	1,764	1,752	1,732
扶助費	415	419	420	420	420
公債費	1,447	1,426	1,366	1,296	1,244
物件費	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
補助費等	2,732	2,856	2,827	2,677	2,643
積立金	35	27	33	33	21
繰出金	515	520	525	530	535
投資的経費	86	161	190	164	315
その他	35	35	35	35	35
歳出合計	8,193	8,355	8,290	8,037	8,075

新町建設計画 新旧対照表

項目名	変更前	変更後																																																																																																																																																																																																																																
○. はじめに ○. 計画策定の方針 (○) 計画の期間 ○. 新町の施策	<p>本計画における施策、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から平成32年度までの15年間とします。</p> <p>交通安全施設等整備事業（自歩道設置）（国道427号、中北条線等） 河川環境整備事業（杉原川等） 河川改修事業（安田川、思出川、奥荒田川） 交通安全施設整備事業（国道427号、中北条線等）</p>	<p>本計画における施策、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度から令和7年度までの20年間とします。</p> <p>交通安全施設事業（国道427号、<u>多可北条線</u>等） （削除） 河川改修事業（<u>思出川、奥荒田川</u>等） 交通安全施設事業（国道427号、<u>多可北条線</u>等）</p>																																																																																																																																																																																																																																
○. 財政計画	<p>※ 財政計画とは、<u>合併後おおむね15年間</u>について、過去の決算状況や現在の財政制度を参考に将来の歳入・歳出について推計したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。</p> <p>(3) 地方交付税等 普通交付税の算定の特例（<u>合併算定替：平成32年度まで</u>）などにより算定するとともに、人口推移による影響額、特別交付税、臨時財政対策債についても推計しています。</p> <p>3. 歳入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度 (決算)</th> <th>平成18年度 (決算)</th> <th>平成19年度 (決算)</th> <th>平成20年度 (決算)</th> <th>平成21年度 (決算)</th> <th>平成22年度 (決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方税</td><td>1,908</td><td>1,892</td><td>2,132</td><td>2,142</td><td>2,043</td><td>1,989</td></tr> <tr><td>地方譲与税</td><td>296</td><td>399</td><td>210</td><td>202</td><td>189</td><td>183</td></tr> <tr><td>地方交付税</td><td>4,731</td><td>4,721</td><td>4,574</td><td>4,770</td><td>4,765</td><td>5,365</td></tr> <tr><td>交通安全対策特別交付金</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>繰入金</td><td>1,264</td><td>343</td><td>638</td><td>493</td><td>435</td><td>8</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,525</td><td>1,899</td><td>1,576</td><td>1,346</td><td>1,999</td><td>2,341</td></tr> <tr><td>歳入合計</td><td>9,729</td><td>9,260</td><td>9,136</td><td>8,958</td><td>9,436</td><td>9,891</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度 (決算)</th> <th>平成24年度 (決算)</th> <th>平成25年度 (決算)</th> <th>平成26年度 (決算)</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方税</td><td>1,986</td><td>2,003</td><td>1,992</td><td>2,008</td><td>1,995</td><td>1,940</td></tr> <tr><td>地方譲与税</td><td>142</td><td>132</td><td>126</td><td>119</td><td>122</td><td>120</td></tr> <tr><td>地方交付税</td><td>5,539</td><td>6,100</td><td>6,066</td><td>6,011</td><td>5,436</td><td>5,315</td></tr> <tr><td>交通安全対策特別交付金</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>繰入金</td><td>12</td><td>10</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td><td>22</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,679</td><td>939</td><td>1,208</td><td>995</td><td>1,516</td><td>1,345</td></tr> <tr><td>歳入合計</td><td>9,363</td><td>9,189</td><td>9,402</td><td>9,141</td><td>9,023</td><td>8,746</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	地方税	1,908	1,892	2,132	2,142	2,043	1,989	地方譲与税	296	399	210	202	189	183	地方交付税	4,731	4,721	4,574	4,770	4,765	5,365	交通安全対策特別交付金	5	6	6	5	5	5	繰入金	1,264	343	638	493	435	8	その他	1,525	1,899	1,576	1,346	1,999	2,341	歳入合計	9,729	9,260	9,136	8,958	9,436	9,891	区分	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	地方税	1,986	2,003	1,992	2,008	1,995	1,940	地方譲与税	142	132	126	119	122	120	地方交付税	5,539	6,100	6,066	6,011	5,436	5,315	交通安全対策特別交付金	5	5	5	4	4	4	繰入金	12	10	5	4	0	22	その他	1,679	939	1,208	995	1,516	1,345	歳入合計	9,363	9,189	9,402	9,141	9,023	8,746	<p>※ 財政計画とは、<u>合併後20年間</u>について、過去の決算状況や現在の財政制度を参考に将来の歳入・歳出について推計したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。</p> <p>(3) 地方交付税等 普通交付税の算定の特例（<u>合併算定替：令和2年度まで</u>）などにより算定するとともに、人口推移による影響額、特別交付税、臨時財政対策債についても推計しています。</p> <p>3. 歳入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成17年度 (決算)</th> <th>平成18年度 (決算)</th> <th>平成19年度 (決算)</th> <th>平成20年度 (決算)</th> <th>平成21年度 (決算)</th> <th>平成22年度 (決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方税</td><td>1,908</td><td>1,892</td><td>2,132</td><td>2,142</td><td>2,043</td><td>1,989</td></tr> <tr><td>地方譲与税</td><td>296</td><td>399</td><td>210</td><td>202</td><td>189</td><td>183</td></tr> <tr><td>地方交付税</td><td>4,731</td><td>4,721</td><td>4,574</td><td>4,770</td><td>4,765</td><td>5,365</td></tr> <tr><td>交通安全対策特別交付金</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>繰入金</td><td>1,264</td><td>343</td><td>638</td><td>493</td><td>435</td><td>8</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,525</td><td>1,899</td><td>1,576</td><td>1,346</td><td>1,999</td><td>2,341</td></tr> <tr><td>歳入合計</td><td>9,729</td><td>9,260</td><td>9,136</td><td>8,958</td><td>9,436</td><td>9,891</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度 (決算)</th> <th>平成24年度 (決算)</th> <th>平成25年度 (決算)</th> <th>平成26年度 (決算)</th> <th>平成27年度 (決算)</th> <th>平成28年度 (決算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方税</td><td>1,986</td><td>2,003</td><td>1,992</td><td>2,008</td><td>2,009</td><td>2,055</td></tr> <tr><td>地方譲与税</td><td>142</td><td>132</td><td>126</td><td>119</td><td>125</td><td>124</td></tr> <tr><td>地方交付税</td><td>5,539</td><td>6,100</td><td>6,066</td><td>6,011</td><td>5,431</td><td>5,307</td></tr> <tr><td>交通安全対策特別交付金</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>繰入金</td><td>12</td><td>10</td><td>5</td><td>4</td><td>7</td><td>24</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,679</td><td>939</td><td>1,208</td><td>995</td><td>1,249</td><td>1,260</td></tr> <tr><td>歳入合計</td><td>9,363</td><td>9,189</td><td>9,402</td><td>9,141</td><td>8,825</td><td>8,774</td></tr> </tbody> </table>	区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	地方税	1,908	1,892	2,132	2,142	2,043	1,989	地方譲与税	296	399	210	202	189	183	地方交付税	4,731	4,721	4,574	4,770	4,765	5,365	交通安全対策特別交付金	5	6	6	5	5	5	繰入金	1,264	343	638	493	435	8	その他	1,525	1,899	1,576	1,346	1,999	2,341	歳入合計	9,729	9,260	9,136	8,958	9,436	9,891	区分	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	地方税	1,986	2,003	1,992	2,008	2,009	2,055	地方譲与税	142	132	126	119	125	124	地方交付税	5,539	6,100	6,066	6,011	5,431	5,307	交通安全対策特別交付金	5	5	5	4	4	4	繰入金	12	10	5	4	7	24	その他	1,679	939	1,208	995	1,249	1,260	歳入合計	9,363	9,189	9,402	9,141	8,825	8,774
区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)																																																																																																																																																																																																																												
地方税	1,908	1,892	2,132	2,142	2,043	1,989																																																																																																																																																																																																																												
地方譲与税	296	399	210	202	189	183																																																																																																																																																																																																																												
地方交付税	4,731	4,721	4,574	4,770	4,765	5,365																																																																																																																																																																																																																												
交通安全対策特別交付金	5	6	6	5	5	5																																																																																																																																																																																																																												
繰入金	1,264	343	638	493	435	8																																																																																																																																																																																																																												
その他	1,525	1,899	1,576	1,346	1,999	2,341																																																																																																																																																																																																																												
歳入合計	9,729	9,260	9,136	8,958	9,436	9,891																																																																																																																																																																																																																												
区分	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度																																																																																																																																																																																																																												
地方税	1,986	2,003	1,992	2,008	1,995	1,940																																																																																																																																																																																																																												
地方譲与税	142	132	126	119	122	120																																																																																																																																																																																																																												
地方交付税	5,539	6,100	6,066	6,011	5,436	5,315																																																																																																																																																																																																																												
交通安全対策特別交付金	5	5	5	4	4	4																																																																																																																																																																																																																												
繰入金	12	10	5	4	0	22																																																																																																																																																																																																																												
その他	1,679	939	1,208	995	1,516	1,345																																																																																																																																																																																																																												
歳入合計	9,363	9,189	9,402	9,141	9,023	8,746																																																																																																																																																																																																																												
区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)																																																																																																																																																																																																																												
地方税	1,908	1,892	2,132	2,142	2,043	1,989																																																																																																																																																																																																																												
地方譲与税	296	399	210	202	189	183																																																																																																																																																																																																																												
地方交付税	4,731	4,721	4,574	4,770	4,765	5,365																																																																																																																																																																																																																												
交通安全対策特別交付金	5	6	6	5	5	5																																																																																																																																																																																																																												
繰入金	1,264	343	638	493	435	8																																																																																																																																																																																																																												
その他	1,525	1,899	1,576	1,346	1,999	2,341																																																																																																																																																																																																																												
歳入合計	9,729	9,260	9,136	8,958	9,436	9,891																																																																																																																																																																																																																												
区分	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)																																																																																																																																																																																																																												
地方税	1,986	2,003	1,992	2,008	2,009	2,055																																																																																																																																																																																																																												
地方譲与税	142	132	126	119	125	124																																																																																																																																																																																																																												
地方交付税	5,539	6,100	6,066	6,011	5,431	5,307																																																																																																																																																																																																																												
交通安全対策特別交付金	5	5	5	4	4	4																																																																																																																																																																																																																												
繰入金	12	10	5	4	7	24																																																																																																																																																																																																																												
その他	1,679	939	1,208	995	1,249	1,260																																																																																																																																																																																																																												
歳入合計	9,363	9,189	9,402	9,141	8,825	8,774																																																																																																																																																																																																																												

新町建設計画 新旧対照表

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地方税	1,936	1,911	1,907	1,903
地方譲与税	120	120	120	120
地方交付税	5,193	5,082	5,029	5,040
交通安全対策特別交付金	4	4	4	4
繰入金	160	297	294	398
その他	1,135	1,129	1,122	1,115
歳入合計	8,548	8,543	8,476	8,580

区 分	平成 29 年度 (決算)	平成 30 年度 (決算)	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地方税	2,116	2,051	2,048	2,034	2,003	2,005
地方譲与税	124	125	137	137	137	145
地方交付税	5,269	5,430	5,175	5,108	5,087	5,070
交通安全対策特別交付金	4	3	4	4	4	4
繰入金	305	305	100	50	50	252
その他	1,119	973	885	929	951	930
歳入合計	8,937	8,887	8,349	8,262	8,232	8,406

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地方税	2,003	1,970	1,965
地方譲与税	145	145	154
地方交付税	5,034	5,010	4,973
交通安全対策特別交付金	4	4	4
繰入金	215	0	128
その他	939	934	901
歳入合計	8,340	8,063	8,125

新町建設計画 新旧対照表

項目名	変更前						変更後						
	4. 歳出							4. 歳出					
区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)
人件費	2,029	1,974	1,970	1,906	1,904	1,866	人件費	2,029	1,974	1,970	1,906	1,904	1,866
扶助費	285	310	348	350	348	388	扶助費	285	310	348	350	348	388
公債費	1,408	1,557	1,689	1,746	1,750	2,006	公債費	1,408	1,557	1,689	1,746	1,750	2,006
物件費	1,335	1,059	1,152	1,151	1,199	1,204	物件費	1,335	1,059	1,152	1,151	1,199	1,204
補助費等	1,535	1,483	1,415	1,478	1,405	1,415	補助費等	1,535	1,483	1,415	1,478	1,405	1,415
積立金	608	270	200	250	170	301	積立金	608	270	200	250	170	301
繰出金	1,205	1,204	1,166	1,207	1,252	1,293	繰出金	1,205	1,204	1,166	1,207	1,252	1,293
投資的経費	665	490	439	345	619	558	投資的経費	665	490	439	345	619	558
その他	48	60	53	51	36	20	その他	48	60	53	51	36	20
歳出合計	9,118	8,407	8,432	8,484	8,683	9,051	歳出合計	9,118	8,407	8,432	8,484	8,683	9,051
区分	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	区分	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)
人件費	1,971	1,894	1,892	1,783	1,842	1,693	人件費	1,971	1,894	1,892	1,783	1,782	1,717
扶助費	367	378	398	427	433	438	扶助費	367	378	398	427	409	431
公債費	1,865	1,798	1,782	1,760	1,776	1,817	公債費	1,865	1,798	1,782	1,760	1,713	1,742
物件費	1,242	1,164	1,252	1,241	1,250	1,196	物件費	1,242	1,164	1,252	1,241	1,323	1,246
補助費等	1,415	1,324	1,406	1,548	1,467	1,538	補助費等	1,443	1,324	1,406	1,548	1,436	1,501
積立金	250	115	287	130	128	185	積立金	250	115	287	130	85	151
繰出金	1,233	1,392	1,386	1,452	1,530	1,553	繰出金	1,233	1,392	1,386	1,452	1,437	1,473
投資的経費	339	372	439	379	290	298	投資的経費	339	372	439	379	287	259
その他	21	27	28	25	26	28	その他	21	27	28	25	27	38
歳出合計	8,731	8,464	8,870	8,745	8,742	8,746	歳出合計	8,731	8,464	8,870	8,745	8,499	8,558
区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度			区分	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	1,648	1,664	1,590	1,539			人件費	1,646	1,570	1,588	1,839	1,798	1,781
扶助費	445	451	457	462			扶助費	443	403	407	411	415	419
公債費	1,848	1,798	1,822	1,951			公債費	1,804	1,937	1,603	1,444	1,447	1,426
物件費	1,205	1,206	1,206	1,206			物件費	1,307	1,375	1,395	1,125	1,130	1,130
補助費等	1,524	1,524	1,524	2,204			補助費等	2,717	2,636	2,670	2,711	2,732	2,856
積立金	45	44	44	41			積立金	59	10	7	44	35	27
繰出金	1,555	1,578	1,601	944			繰出金	522	494	505	510	515	520
投資的経費	248	248	203	203			投資的経費	365	324	65	88	86	161
その他	30	30	29	30			その他	29	37	35	35	35	35
歳出合計	8,548	8,543	8,476	8,580			歳出合計	8,892	8,786	8,275	8,207	8,193	8,355

新町建設計画 新旧対照表

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	1,764	1,752	1,732
扶助費	420	420	420
公債費	1,366	1,296	1,244
物件費	1,130	1,130	1,130
補助費等	2,827	2,677	2,643
積立金	33	33	21
繰出金	525	530	535
投資的経費	190	164	315
その他	35	35	35
歳出合計	8,290	8,037	8,075